

共創の場形成支援プログラム (COI-NEXT)

令和3年度 公募要領

公募期間

令和3年5月11日(火)～7月6日(火) 12:00(正午)

<https://www.jst.go.jp/pf/platform/>



イノベーション拠点推進部

令和3年5月

お問い合わせ先

原則として、お問い合わせは電子メールでお願いします。

(お急ぎの場合を除きます)

国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST)

イノベーション拠点推進部 共創の場グループ

〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's 五番町

電話番号 : 03-5214-8487

e-mail : platform@jst.go.jp

(受付時間 : 10:00~12:00 13:00~17:00※)

※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く

[電話でご質問いただいた場合でも、電子メールでの対応をお願いする場合がありますので、ご承知おきください]

共創の場形成支援プログラム 研究提案募集ウェブサイト

<https://www.jst.go.jp/pf/platform/koubo.html>

に最新の情報やよくあるご質問を掲載していますので、あわせてご参照ください。

公募概要

1. 提案対象

○共創分野（プログラムオフィサー：久世 和資）

大学等（※1）を代表機関とし、企業等（※2）を含む3機関以上の連名による申請（うち、少なくとも1機関は民間企業であること。）

○地域共創分野（プログラムオフィサー：中川 雅人）

地域大学等（※3）を代表機関とし、1つ以上の民間企業、1つ以上の幹事自治体（※4）を含む3機関以上の連名による申請。なお、参画機関として大学等・企業等が加わることは可能とし、複数の地方自治体の連名も可能とする。

※1 大学等

国公立大学、大学共同利用機関、国立研究開発法人、国立試験研究機関、公設試験研究機関、高等専門学校、研究開発を自ら行っている特殊法人・独立行政法人・公益法人等（研究開発を目的として設立された法人であり、研究開発業務について公益目的事業の認定を受け、法人税非課税となっている法人に限る）

※2 企業等

企業（株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社）、地方自治体（都道府県、政令指定都市、市町村、特別区）、及びその他の機関

※3 地域大学等

国公立大学、大学共同利用機関、高等専門学校のいずれかであり、幹事自治体（※4）と密な連携を取れるような場所にキャンパス等を有するなど、当該キャンパス等が提案プロジェクトの研究開発・拠点形成活動の中核的なサイト（実施場所）となる計画に対応できる機関

※4 幹事自治体

プロジェクトに参画する地方自治体のうち、中核となって活動するもの（都道府県、政令指定都市、市町村、特別区）

2. プロジェクトの実施規模・実施期間・採択予定件数

本プログラムでは、JSTの委託研究費（間接経費含む）（以下、「委託費」という。）と外部リソース（※5）によりプロジェクトを推進します。JSTの委託費、実施期間、採択予定件数は以下の通りです。

	共創分野	地域共創分野
委託費 ※間接経費含む	育成型：2.5千万円/年度 本格型：最大3.2億円/年度	育成型：2.5千万円/年度 本格型：最大2億円程度/年度
実施期間	育成型：2年度 本格型：最長10年度	育成型：2年度 本格型：最長10年度
令和3年度の 採択予定件数	育成型：4件程度 本格型：2件程度	育成型：8件程度 本格型：2件程度

- ・実際の実施期間は、プロジェクト実施計画書の精査・承認により決定します。また、各種評価の結果等に応じて、実施期間中にプロジェクトを中止する場合があります。
- ・上記採択予定件数は、目安であり、公募・審査の結果、採択件数がこれと異なる場合があります。
- ・JSTの委託費は「直接経費（研究開発経費とプロジェクト推進経費）」と「間接経費」の合計額となります。

研究開発経費：個別の研究開発課題の実施に係る経費

プロジェクト推進経費：プロジェクト全体の運営・マネジメント活動に係る経費

※5 外部リソース：

プロジェクトがその活動を通じて獲得したものであり、かつプロジェクトの活動に貢献する民間資金（共同研究費、受託研究費、寄附金、会費等を含む）、参画機関の企業等から提供されるリソース、及び競争的研究費等の公的な外部資金の総称

「企業等から提供されるリソース」とは、プロジェクト推進のために企業等から拠出される貢献（大学等への資金提供を除く）を意味します。

（リソースの例）

- ・プロジェクトのために企業等が大学等に拠出する設備、備品等
- ・プロジェクトのために企業等が直接支出する研究開発の経費（物品費、人件費、旅費等）
- ・プロジェクトのために企業等が直接支出するマネジメントにかかる経費 等

3. スケジュール

- 公募開始：令和3年5月11日（火）
- 公募終了：令和3年7月6日（火）12：00（正午）
- 書類審査期間：令和3年7月～8月
- 面接審査期間：令和3年9月頃
- 審査結果の通知：令和3年9月以降
- プロジェクト開始：令和3年10月以降

※応募は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

※締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない場合、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

※書類審査期間以降は全て予定です。今後変更となる場合があります。

※面接を行う具体的な日時については、JST から対象者に通知いたします。

※公募説明会等の日程が決まり次第、研究提案募集ウェブサイトにてお知らせします。

4. 応募に当たっての諸注意

- ・書類審査において、分野（共創分野、地域共創分野）の変更を条件に、面接審査の対象とする提案を選定する場合があります。
- ・本格型においては、審査の結果、本採択の他、条件付き採択（一定の条件を付す、育成型として採択する等）を行う場合があります。
- ・実質的に同一内容（相当程度重複する場合を含む、以下同様）の提案を、共創分野と地域共創分野の両方に提案することはできません。
- ・実質的に同一内容の提案を、育成型と本格型の両方に提案することはできません。
- ・分野や実施タイプを問わず、同一機関・法人を代表機関として、複数の応募を行うことは可能ですが、提案内容は異なる必要があります。
- ・一般社団/財団法人等の、大学等に該当することが明らかではない機関・法人が、大学等として参画を希望する場合は、代表機関、参画機関を問わず、e-Rad にて応募する前に速やかに事務局までお問合せください。JST にて大学等に該当するか判定を行い、企業等に該当すると判断された場合は、JST と委託研究契約を締結することはできません。

目次

第 1 章 プログラムの概要	10
1.1 共創の場形成支援プログラムについて.....	10
1.1.1 プログラムの目的.....	10
1.1.2 応募分野と実施タイプについて.....	11
1.1.3 本格型における研究フェーズについて.....	13
1.1.4 本格型における拠点の自立化を促す仕組み.....	13
1.1.5 JST によるプログラムのマネジメント.....	14
1.2 共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）の拠点・プロジェクト推進上の基本的な考え方.....	16
1.3 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ.....	18
1.3.1 「共創の場形成支援プログラム」への応募を検討されているみなさまへ.....	18
1.3.2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について.....	20
1.3.3 ダイバーシティの推進について.....	21
1.3.4 公正な研究活動を目指して.....	22
1.3.5 オープンアクセスおよびデータマネジメントプランについて.....	23
第 2 章 共創分野	25
2.1 共創分野の概要.....	25
2.1.1 応募要件.....	25
2.2 提案における組織・責任者（共創分野）.....	26
2.3 プロジェクトの主要構成要素（共創分野）.....	29
2.3.1 バックキャスト型研究開発における拠点ビジョン・ターゲット（共創分野）.....	30
2.3.2 研究開発課題（共創分野）.....	31
2.3.3 産学官共創システム（共創分野）.....	32
第 3 章 地域共創分野	34
3.1 地域共創分野の概要.....	34
3.1.1 応募要件.....	35
3.2 提案における組織・責任者（地域共創分野）.....	35
3.3 プロジェクトの主要構成要素（地域共創分野）.....	41

3.3.1	バックキャスト型研究開発におけるビジョン・ターゲット（地域共創分野）	41
3.3.2	研究開発課題（地域共創分野）	43
3.3.3	産学官共創システム（地域共創分野）	44
第 4 章	公募・審査について	47
4.1	公募・審査に関する共通事項	47
4.1.1	公募期間・審査スケジュール	47
4.1.2	応募方法	47
4.1.3	審査（事前評価）の流れ	48
4.1.4	利益相反マネジメントの実施	49
4.2	審査に関する個別事項	52
4.2.1	審査の観点	52
第 5 章	PO としての募集・選考・採択・推進に対する基本的方針	57
第 6 章	研究推進等について	63
6.1	プロジェクト実施計画の作成	63
6.2	委託研究契約	63
6.3	委託研究費	64
6.3.1	直接経費	64
6.3.2	間接経費	65
6.3.3	複数年度契約と繰越制度について	65
6.4	評価	66
6.5	代表機関等の責務等	69
6.6	研究機関の責務等	69
6.7	その他留意事項	74
6.7.1	出産・子育て・介護支援制度	74
6.7.2	JREC-IN Portal のご利用について	74
第 7 章	応募に際しての注意事項	75
7.1	研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	75
7.2	不合理な重複・過度の集中に対する措置	76
7.3	他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況	79
7.4	不正使用及び不正受給への対応	79

7.5 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	81
7.6 関係法令等に違反した場合の措置	81
7.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	81
7.8 繰越について	82
7.9 府省共通経費取扱区分表について	82
7.10 費目間流用について	82
7.11 年度末までの研究期間の確保について	83
7.12 研究設備・機器の共用促進について	83
7.13 博士課程学生の処遇の改善について	84
7.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	85
7.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	86
7.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	86
7.17 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	87
7.18 社会との対話・協働の推進について	88
7.19 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について	89
7.20 論文謝辞等における体系的番号の記載について	89
7.21 競争的研究費改革について	90
7.22 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	90
7.23 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	91
7.24 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	95
7.25 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	95
7.26 e-Rad からの内閣府への情報提供等について	96
7.27 研究者情報の researchmap への登録について	96
7.28 JST からの特許出願について	96
7.29 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について	97

第 8 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について 98

8.1 e-Rad について	98
8.2 e-Rad を利用した提案書類の提出について	98
8.3 e-Rad の使用に当たっての留意事項	98
8.4 システムを利用した申請の流れ	100
8.5 e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先	101

8.6 提案書類提出・作成時の注意事項.....	101
8.7 e-Rad の操作方法と注意事項	102

第 1 章 プログラムの概要

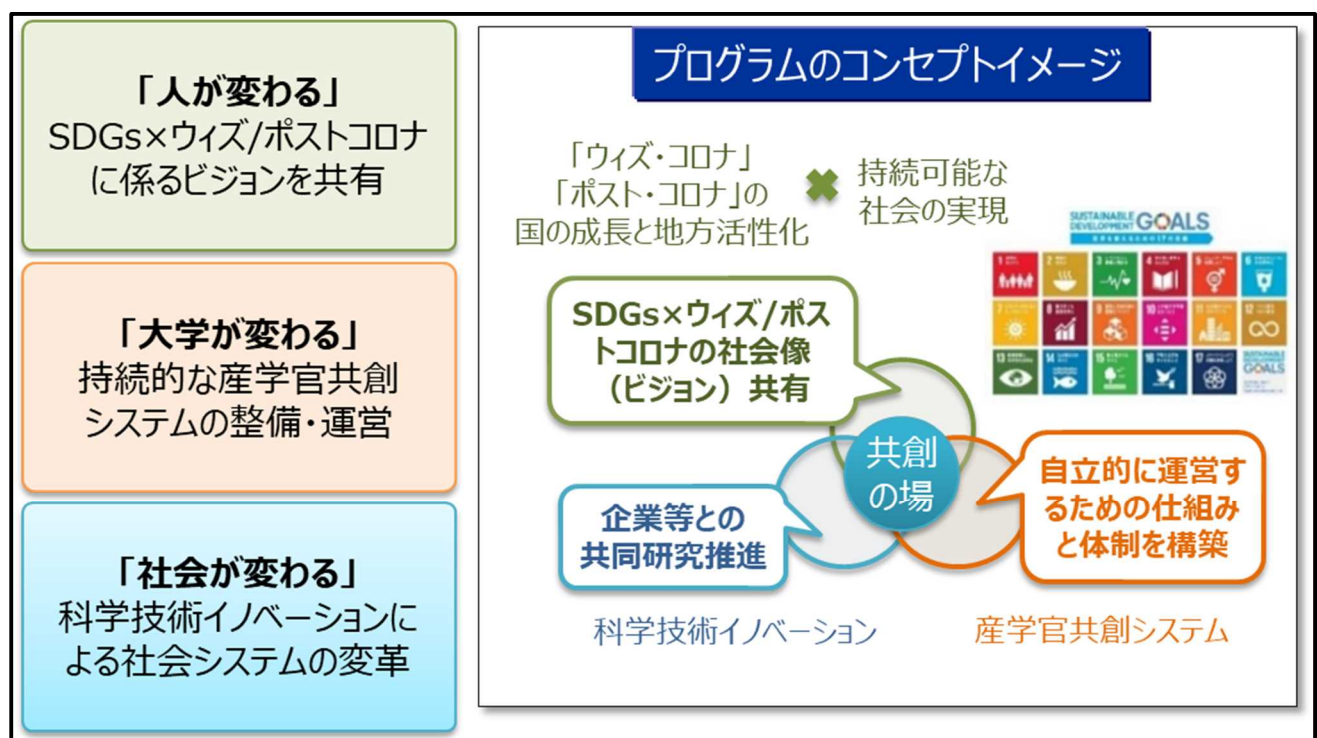
1.1 共創の場形成支援プログラムについて

1.1.1 プログラムの目的

知と人材の集積拠点である大学等のイノベーション創造への役割が増している中、これまでの改革により大学等のガバナンスとイノベーション創出力の強化が図られてきました。一方、今般の新型コロナウイルス感染症の影響下において、ウィズ/ポストコロナ時代の新しい社会像を世界中が模索する中、我が国が現在及び将来直面する課題を解決し、世界に伍して競争を行っていくことが求められています。そのためには、国の重点的な支援のもと将来の不確実性や知識集約型社会に対応したイノベーション・エコシステムを「組織」対「組織」の産学官共創により構築することが必要です。

本プログラムでは、大学等（※1）を中心として、企業や地方自治体・市民等の多様なステークホルダーを巻き込んだ産学官共創により、ウィズ/ポストコロナ時代を見据えつつ、国連の持続可能な開発目標（SDGs）に基づく未来のありたい社会像を拠点ビジョン（地域共創分野では地域拠点ビジョンと呼称）として掲げ、その実現のため「バックキャスト（※2）によるイノベーションに資する研究開発」とそれを支える「自立的・持続的な拠点形成が可能な産学官共創システム（※3）の構築」をパッケージで推進します。

これにより、「国の重点戦略」や「大学等の独自性や強み」、また「大学と地域のパートナーシップ」に基づく産学官の共創による拠点の形成を推進し、国の成長と地方創生に貢献するとともに、大学等が主導する知識集約型社会への変革を促進します。



※1 大学等及び企業等：

大学等：国公立大学、大学共同利用機関、国立研究開発法人、国立試験研究機関、公設試験研究機関、高等専門学校、研究開発を自ら行っている特殊法人・独立行政法人・公益法人等（研究開発を目的として設立された法人であり、研究開発業務について公益目的事業の認定を受け、法人税非課税となっている法人に限る）

企業等：企業（株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社）、地方自治体（都道府県、政令指定都市、市町村、特別区）及びその他の機関

※2 バックキャスト：

ありたい社会の姿（拠点ビジョン）から、主として科学技術が取り組むべき課題を設定、実施計画を策定して推進する手法

※3 産学官共創システム：

大学等を中核とし、多様なステークホルダーの参画のもと、良質な研究開発成果・知財やデータの創出・活用、事業化・社会実装、ベンチャー創出、人材育成等の「知」、「資金」、「人」の好循環を生み出すマネジメント体制が整備されたシステム

1.1.2 応募分野と実施タイプについて

令和3年度は、従来の「共創分野」に加えて新たに「地域共創分野」の募集を開始し、「政策重点分野」は募集を休止します。

共創分野と地域共創分野には、提案者の準備状況や現状体制等に応じた最適な提案を可能とするため、「本格型」と「育成型」の2つの実施タイプを設定しています。「本格型」は、拠点ビジョンの実現に向けた研究開発とそれを支える産学官共創システムの構築を一体的に推進する提案を募集します。「育成型」は拠点ビジョン、研究開発課題及び産学官共創システムの構想と、「本格型」への移行を目指す計画の提案を募集します。

なお、「育成型」で採択されたプロジェクト（※）に対しては、プロジェクト最終年度である2年度目に「本格型」への移行評価を実施します。

※ プロジェクト：

本プログラム実施期間中における拠点の取組・体制

	共創分野	地域共創分野 (令和3年度新設)	政策重点分野 (令和3年度公募休止)
対象分野 ※医療分野に限定される研究開発は対象外	科学技術分野全般	科学技術分野全般	国の政策方針に基づき文部科学省が設定
制度趣旨	知識集約型社会を牽引する大学等の強みを活かし、ウィズ/ポストコロナ時代の未来のありたい社会像実現を目指す、自立的・持続的な産学官共創拠点の形成	地域大学等を中心とし、地方自治体、企業等とのパートナーシップによる、地域の社会課題解決や地域経済の発展を目的とした、自立的・持続的な地域産学官共創拠点の形成	大学等を中心とし、国の分野戦略に基づき成果を生み出す、国際的にも認知・評価が高い持続的な産学官共創拠点の形成
目指す拠点ビジョン（ありたい社会の姿）	国レベルやグローバルレベルの社会課題を捉えた、10～20年後の未来のありたい社会像	地域の社会課題を捉えた、おおむね10年後の未来のありたい地域の社会像	国の重点戦略に基づく、10～20年後の未来のありたい社会像
委託費（間接経費含む）	育成型：2.5千万円/年度 本格型：最大3.2億円/年度	育成型：2.5千万円/年度 本格型：最大2億円/年度	政策重点分野ごとに設定
支援期間	育成型：2年度 本格型：最長10年度	育成型：2年度 本格型：最長10年度	本格型：最長10年度
令和3年度公募採択予定件数	育成型：4件程度 本格型：2件程度	育成型：8件程度 本格型：2件程度	

- ・実際の実施期間は、プロジェクト実施計画書の精査・承認により決定します。また、各種評価の結果等に応じて、実施期間中にプロジェクトを中止する場合があります。
- ・上記採択予定件数は、目安であり、公募・審査の結果、採択件数がこれと異なる場合があります。
- ・JSTの委託費は「直接経費（研究開発経費とプロジェクト推進経費）」と「間接経費」の合計額となります。

研究開発経費：個別の研究開発課題の実施に係る経費

プロジェクト推進経費：プロジェクト全体の運営・マネジメント活動に係る経費

1.1.3 本格型における研究フェーズについて

本プログラムでは、本格型の期間中（最長 10 年度）、最初の間隔評価までをフェーズ 1、その後 2 回目の中間評価までをフェーズ 2、その後プロジェクト期間終了までをフェーズ 3 として、それぞれ評価を行います。各フェーズにおいて、本プログラムで期待する取組、要件が異なりますので、詳しくは「6.4 評価」（66 ページ～）をご確認ください。

1.1.4 本格型における拠点の自立化を促す仕組み

本プログラムでは、拠点ビジョンの実現に向け、プロジェクト終了後に拠点が民間資金のほか大学の基盤的経費等を活用しながら自立化することを前提とします。したがって、各プロジェクトは実施期間中の早期に持続的な運営が可能な産学官共創システムの構築・運営の確立を図るなど、拠点の自立化に向けた取組を推進していただきます。

本格型においては、提案時点において、プロジェクト終了後の取組を含めた拠点の自立化構想を提案し、採択後も構想を適宜見直していただきます。また参画機関（企業等）からの外部リソース（※1）獲得を必須とします。提案時点での外部リソース最低獲得額は要件とせず、またマッチングファンド方式（※2）とはしませんが、拠点の自立化に向けて、プロジェクトの進捗に応じた自立化・自走化を立ち上げていく取組（体制のさらなる構築、外部資金・リソースの獲得増等）の状況を、中間評価等において確認・評価します。

なお、原則として本格型期間の9年度目の委託費は、前年度である8年度目の委託費の最大75%、10年度目は8年度目の委託費の最大50%とした上で、当年度の実施計画の内容や中間評価結果に対する取組状況を踏まえた委託費の査定を行います。

※1 外部リソース：

プロジェクトがその活動を通じて獲得したものであり、かつプロジェクトの活動に貢献する民間資金（共同研究費、受託研究費、寄附金、会費等を含む）、参画機関の企業等から提供されるリソース、及び競争的研究費等の公的な外部資金の総称。「企業等から提供されるリソース」とは、プロジェクト推進のために企業等から拠出される貢献（大学等への資金提供を除く）を意味します。

（リソースの例）

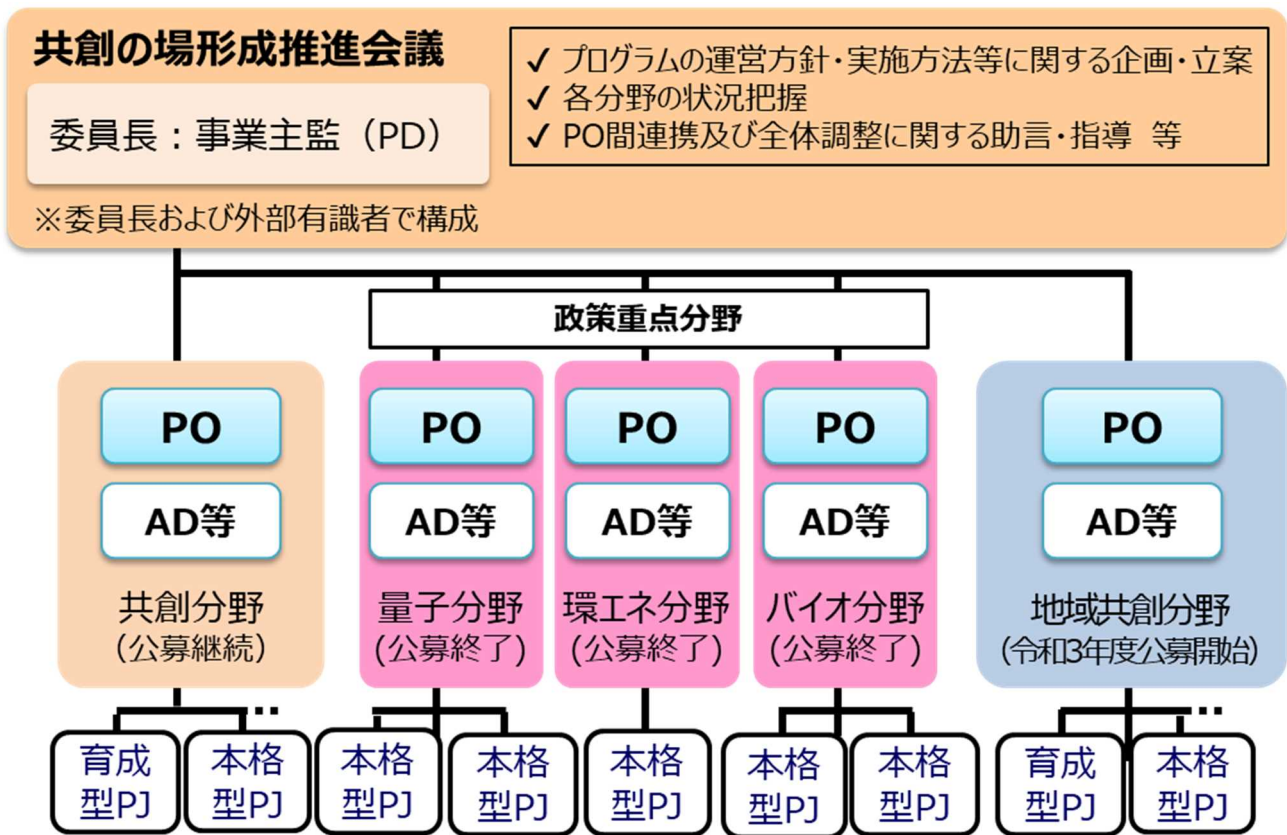
- ・プロジェクトのために企業等が大学等に拠出する設備、備品等
- ・プロジェクトのために企業等が直接支出する研究開発の経費（物品費、人件費、旅費等）
- ・プロジェクトのために企業等が直接支出するマネジメントにかかる経費 等

※2 マッチングファンド方式

企業から拠出される民間資金と同額までを JST が支援する方式

1.1.5 JST によるプログラムのマネジメント

(1) プログラムの運営体制



本プログラムの運営体制として、JST は事業主監（競争的資金制度におけるプログラムディレクター：PD）を委員長とする共創の場形成推進会議（以下、「共創会議」という。）を設置するとともに、共創会議の下にプログラムオフィサー（PO）を分野ごとに配置します。また、PO をサポートするため、有識者・専門家によるアドバイザー等（AD 等）を配置します。なお、各種評価や進捗管理においては、必要に応じて、プロジェクトごとに専門委員・査読委員を適宜追加する場合があります。

共創会議は、プログラムの運営方針・実施方法等に関する企画・立案、各分野の状況把握、PO 間連携及び全体調整に関する助言・指導等を行います。

(2) PO を中心とした柔軟なマネジメント体制

各分野の PO は、有識者・専門家による AD 等のサポートを得ながら、各種評価（「4.1.3 審査（事前評価）の流れ」（48 ページ～）「6.4 評価」（66 ページ～）を参照）、毎年度のサイトビジットや面談等を通じたプロジェクトの進捗管理を実施し、プロジェクト運営への助言、PoC（Proof of Concept）達成の判断、委託費の査定及びプロジェクトの中止決定等を行います。

す。

各種評価等については、説明責任・透明性の観点から適宜公表を行います。

また、本プログラムでは、PO を中心とした柔軟かつ機動的なマネジメントを行うため、PO に各種評価・委託費配分・進捗管理の権限を集中させるとともに、PO が AD 等や JST 職員と協働して、プロジェクトへのハンズオン支援を実施します。

(ハンズオン支援の例)

- ・定期的な現地訪問やリモート会議等によるきめ細かい進捗確認・意見交換
- ・イベント企画運営等による拠点間の連携・交流の推進
- ・拠点運営ノウハウの好事例や課題の共有・横展開等

1.2 共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）の拠点・プロジェクト推進上の基本的な考え方

本プログラムの具体的な制度要件、プロジェクトの具体的な選考（審査）基準や採択後の責務等については、第2章以降に記載していますが、本プログラムの拠点・プロジェクト推進上の基本的な考え方は以下の通りです。ご応募にあたって、また採択された場合の拠点・プロジェクト推進にあたっては、本項の内容を十分に踏まえてください。

あわせて、6.4 に記載の採択後の中間評価等の考え方・中間評価等の時点に求められる事項についても十分に踏まえてください。

1. 「(社会) ビジョン主導・バックキャスト」のアプローチを徹底

- 大学等の研究開発は、先端的な研究・技術シーズに基づく「シーズ指向」のアプローチ（フォアキャスト・フロントキャスト）を得意とし、今後もそのアプローチは重要ですが、社会構造が急速かつダイナミックに変化する中で、それと正反対の「ビジョン主導・バックキャスト」のアプローチをも大学等において取り入れることも重要です。その先導役・実践の機会が本プログラムです。
- 「共創の場」とは、VUCA（Volatility：変動性・不安定さ、Uncertainty：不確実性・不確定さ、Complexity：複雑性、Ambiguity：曖昧性・不明確さ）の時代にあって、「ビジョン主導・バックキャスト」により、生活者・市民を含むステークホルダーや研究者・企業・地方自治体等が未来のありたい社会像を徹底議論・共有した上で、その実現に協働して取り組むものです。
- 現在では、企業にとっても VUCA の時代にあって他のステークホルダーとの共創が重要になり、ESG の観点・社会的責任も重視されるようになりました。こうした背景から、「共創の場」の意義は高まっていると考えられます。

2. 拠点ビジョン（未来のありたい社会像）の策定・共有における全てのプロジェクトメンバーでの

徹底した議論とそれに基づく産学官共創拠点の形成

- 本プログラムへの提案、プロジェクトの立ち上げの段階から、参加メンバー（大学、民間企業、地方自治体等）が一堂に会して徹底した議論を行い、それに基づいて拠点ビジョンを設定することが重要です。
- 拠点ビジョンの策定は、代表機関の大学等から個別参画企業や地方自治体のニーズ聴取や、プロジェクトリーダー（PL）等からのトップダウン的な提示により行われがちです。しかし、全メンバーが対等の目線で徹底議論の上で策定し、納得・共有する拠点ビジョンは、拠点の求心力となり、プロジェクト進行の節々、壁にぶつかった時に立ち返る拠り所になると考えられます。

3. 「誰の」「どのような」課題を解決したいのかの具体化・明確化

- 未来のありたい社会像（拠点ビジョン）や、そこからバックキャストされるターゲットの設定においては、「誰の」「どのような」課題の解決を目指すのか、を特定することが重要です。例えば、「誰の」については、「市民全員」「社会」等ではなく、「どの地域の人たち」、「どんな年齢層の人たち」等の具体的な設定が必要です（左記よりもさらに具体化されたものもあり得る）。
- SDGs の観点からも、SDGs のどの項目を、どのようなストーリー・アプローチで解決したいのかを描くことが有効です。
- こうして具体的に設定した拠点ビジョン・ターゲットからのバックキャストにより、研究開発課題や拠点形成に必要な計画・活動・技術・参加者を構成することが求められます。
- このようなアプローチは、「シーズ指向」のアプローチとは異質もしくは正反対です。単に、研究者がやりたいテーマを実施するのは、本プログラムの趣旨とは相容れません。

4. バックキャストの繰り返し・実施計画の柔軟な見直し

- 前述のようにして拠点ビジョンからのバックキャストにより策定されるターゲット・研究開発課題をはじめとする実施計画は、プロジェクト開始後も、参加者が会してバックキャストを繰り返すことにより、柔軟に見直し・ブラッシュアップを行ってください。この過程から、拠点ビジョン自体を修正することもあり得ます。
- このプロセスでは、プロジェクトの進捗状況と社会動向等の変化を踏まえるとともに、先行技術や競合する技術、代替手法等の特定と、それらとの徹底的なベンチマーキングを行い、自らの強みと弱みを正確に捉えることが必要不可欠です。

5. プロジェクトを牽引する人材像について

- 本プログラムの拠点ビジョン主導・課題解決型のプロジェクト推進では、必然的に異分野融合、全体計画の柔軟な見直し、中核となる大学等の機能改革等が求められます。このプロセスでは、時に大胆な変革を伴うこともありますが、固定観念にとらわれず、客観的に物事を考えられる「よそ者、若者、ばか者」が重要な役割を果たすとも言われています。
- 本プログラムでは、PL・副PLやPLを補佐するメンバー、研究開発課題のリーダー等、プロジェクトを牽引する人材について、こうした若手人材、外部からの人材、異質（異セクター・異分野等）人材の登用・活躍を期待します。また、ダイバーシティの視点も意識したプロジェクト運営を行うことが望まれます。
- プロジェクトを牽引する人材には、拠点ビジョンを必ず実現するという強い意志が必要である

一方、多様性を積極的に取り入れてあらゆる人・組織と柔軟かつダイナミックに連携・協業する包摂性や柔軟性も必要です。

- 拠点ビジョン・ターゲット・実施計画のブラッシュアップや見直しを行うなかで、PL等のリーダー人材が交代することもあり得ますし、PO等がリーダー人材の強化や交代を推奨することもあり得ます。
- 代表機関の長等の組織の長は、PL・副PLをはじめプロジェクトを牽引する人材に権限を付与してバックアップし、リーダーシップを委ねることが望めます。一方で、学内外における連携・協力獲得には、学長等の組織の長・組織本体のオーナーシップも重要です。
- プロジェクトには、上記の人材に加えて、産・学・官等の異なるセクターを連携させるプロデューサー・コーディネーター人材も不可欠です。

6. 「(JSTの支援終了時に) 拠点・大学等としてどのような姿になっていたか」の明確化

- 拠点ビジョンに加え、プロジェクト終了時に拠点・大学等としてどのような姿になっていたか、何を学術的な強み・成果として深めていくのか、産業界や地方自治体等、社会からどのような強み・機能で必要とされる(惹き寄せる)存在になろうとするのかについて明確化することが望めます。

1.3 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.3.1 「共創の場形成支援プログラム」への応募を検討されているみなさまへ

「共創の場形成支援プログラム」は、未来のありたい社会像の実現に向けた研究開発を推進し、プロジェクト終了後も、持続的に成果を創出する自立した産学官共創拠点の形成を目指すプログラムです。事業主監として、本プログラムへの期待を述べさせていただきます。

国連は2015年に持続可能な開発目標：SDGsを採択しました。2020年からは、「行動の10年」と位置づけ、目標達成に向け、科学技術イノベーションをどのように活用していくか、どのような分野に投資していくか、世界的規模での取組が行われています。実現に向け、産業界、大学、公的研究機関、地方自治体、市民等、多くのステークホルダーの連携による、「共創の場」の形成が必要です。

一方、日本の研究力が、国際的に見て相対的に低下してきたと言われていています。この状況を打破するため、新たな知の創造の担い手である大学等を強化し、如何にして基礎的、基盤的研究と、産業界や社会のニーズが循環していく構造を作るかが必要です。特に地方においては、人材が都市部に

流出し、この循環構造を維持することが難しい現状が起きています。

本プログラムの趣旨の中核には、「拠点ビジョンの策定」や「バックキャスト型研究開発」が据えられています。鉄の神様と呼ばれ、東北帝国大学総長を務めた本多光太郎は「学問のあるところに技術は育つ、技術のあるところに産業は発展する、産業は学問の道場である」と喝破し、社会や産業と連携した、イノベーション・エコシステムの構築の重要性を指摘しています。

このような産学官連携の在り方は、学問の進め方、ひいては大学での研究への向き合い方にも良い変化をもたらすでしょう。大学における研究は、ややもすれば「タコツボ型」に陥りやすいと思います。拠点ビジョンの実現に向けて、異なる研究分野との融合や企業や地方自治体、市民等の多様なステークホルダーとの共創を図ることは、当該研究分野の新たな側面を引き出します。更に、参画する研究者のキャリアパスだけでなく、大学が立地する地域にとっても良い影響を与えます。こうしたことが、本プログラムのもう1つの趣旨でもある「持続的に成果を創出する自立した産学官共創拠点の形成」です。

以上のように、「拠点ビジョンの策定」「バックキャスト型研究開発」「産学官共創拠点の形成」を基本趣旨としたのが、本プログラムの特徴です。未来のありたい社会像を拠点ビジョンとして描き、その実現に向けた研究開発拠点の活動を推進します。

日本の主要産業の国際競争力の低下が懸念される中、大学等の基盤的研究力の強化が求められています。世界トップクラスの大学群に、多くの日本の大学が入っていくには、「研究」で評価される必要があります。産業界と大学人材の循環、国際的人材の循環を可能にする環境を創ることが、若い研究者のキャリアパスの形成にもつながり、日本の大学等そのものの強化に結び付きます。産学官各界の意識改革と連携が問われており、本プログラムの果たす役割は極めて大きいと考えます。こうした背景から、令和2年度にはプログラムの発足とともに共創分野および政策重点分野（量子技術・環境エネルギー・バイオ；いずれも公募終了）を立ち上げました。

昨年度より本プログラムを推進してきましたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延や、異常気象、それに伴う大規模災害の多発を目の当たりにすることになりました。こうした世界的な状況の急激な変化は、日本社会の脆弱性を浮き彫りにしました。そこで令和3年度からは共創分野に加え、地域が自ら行動して自立的・持続的に課題を解決することが可能なイノベーション・エコシステムの構築を目指す地域共創分野を新たに立ち上げます。将来の社会を見据え、ポストコロナ社会のあり方や持続的かつ強靱な社会の構築など、それに伴う拠点ビジョン設定やプロジェクト推進にも大いに期待したいと思っています。

大学等・企業・地方自治体が協働・共創する多くの提案をお待ちしています。

プログラムディレクター
東京大学 名誉教授

1.3.2 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGsの17のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言[※]）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JSTは先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGsはJSTの使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JSTの事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思えます。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が21世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

○持続可能な開発目標（SDGs）とJSTの取組等については、下記のウェブサイトをご参照ください。

（和文） <https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html>

（英文） <https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html>

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1.3.3 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研

究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組めます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

副理事 ダイバーシティ推進室長 渡辺 美代子

1.3.4 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりからは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

1.3.5 オープンアクセスおよびデータマネジメントプランについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表しました。本方針では、研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

本プログラムに参画する研究者は、研究成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じ、原則として公開していただきます。

また、各プロジェクトにおいては、本プログラムの成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、プロジェクト実施計画書と併せて JST に提出していただき、本計画に基づいて研究データの保存・管理・公開を実施していただきます。詳しくは、以下をご参照ください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン

https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience.pdf

なお、JST は、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「7.19 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について」もご参照ください。

なお、本プログラムでは、共創の場形成支援のプログラム間の相乗効果による成果の最大化を図る観点から、センター・オブ・イノベーション（COI）プログラム及び産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（OPERA）を含むプロジェクト間において公開可能な成果データの相互の活用・連携の取組を推奨します。このため、JST はプロジェクトの許諾を得た上で、データマネジメントプランの内容を、上記の他のプロジェクトに開示することがあります。

第 2 章 共創分野

※1 章の記載も合わせて必ずご確認ください

2.1 共創分野の概要

	共創分野
対象分野 ※医療分野に限定される研究 開発は対象外	科学技術分野全般
制度趣旨	知識集約型社会を牽引する大学等の強みを活かし、ウィズ/ポストコロナ時代の未来のありたい社会像実現を目指す、自立的・持続的な産学官共創拠点（※）の形成 ※本章では、「拠点」と表記
目指す拠点ビジョン（ありたい社会の姿）	国レベルやグローバルレベルの社会課題を捉えた、10～20 年後の未来のありたい社会像
委託費（間接経費含む）	育成型：2.5 千万円/年度 本格型：最大 3.2 億円/年度
支援期間	育成型：2 年度 本格型：最長 10 年度
令和 3 年度公募採択予定件数	育成型：4 件程度 本格型：2 件程度

- ・ 実際の実施期間は、プロジェクト実施計画書の精査・承認により決定します。また、各種評価の結果等に応じて、実施期間中にプロジェクトを中止する場合があります。
- ・ 上記採択予定件数は、目安であり、公募・審査の結果、採択件数がこれと異なる場合があります。
- ・ JST の委託費は「直接経費（研究開発経費とプロジェクト推進経費）」と「間接経費」の合計額となります。

研究開発経費：個別の研究開発課題の実施に係る経費

プロジェクト推進経費：プロジェクト全体の運営・マネジメント活動に係る経費

2.1.1 応募要件

(1) 提案機関の構成要件

大学等を代表機関とする 3 機関以上の連名により、プロジェクトを提案してください。うち、少なくとも 1 機関は、民間企業であることが要件となります。

(2) 提案者

代表機関が、本プログラムにおける提案のとりまとめ機関となります。

2.2 提案における組織・責任者（共創分野）

共創分野では、提案にあたり以下の組織や責任者を定めていただきます。（一部、育成型と本格型で要件が異なります）

(1) 代表機関

本プログラムにおける提案のとりまとめ機関であり、採択後、プロジェクト期間中を通して中心的な役割を担う国内の大学等です。代表機関は、拠点運営機構（詳細は 2.2(3)を参照）を設置し、プロジェクトの運営と研究開発の中心的な役割を担います。

提案書には、代表機関及び拠点運営機構の設置責任者（詳細は 2.2(4)を参照）が代表機関の組織としての経営方針・運営方針等に拠点をどのように位置づけ、どのように運営していくかを記載していただきます。

(2) 参画機関

代表機関以外の、プロジェクトに参画する全ての大学等・企業等です。

プロジェクトに参画する大学等は、JST と委託研究契約を締結する必要があります。JST は、当該契約に基づき、大学等に必要に応じた額の委託費を支出します。プロジェクトに参画する企業等は、プロジェクト推進のための資金・リソースを拠点到出します。（本格型は必須、育成型は推奨）。また企業等は、JST と委託研究契約は締結しませんが、代表機関あるいは、いずれかの参画機関（大学等）と共同研究契約等を締結します。共同契約書等の写しは、研究開始後 3 か月以内を目途に、JST に提出していただきます。

参画機関の役割は、以下のとおりです。

- ・代表機関と共に、拠点ビジョンの実現に必要な研究開発と産学官共創システムの構築を推進すること
- ・代表機関がとりまとめる JST からの各種依頼に対応すること

参画機関のプロジェクト期間中での追加・退出は、PO の承認を得た上で、適宜可能です。

○海外機関の参画について

海外機関が、プロジェクトに参画することは可能です。ただし、大学等に相当する機関であっても、JST とは委託研究契約を締結しません。

なお、海外企業がプロジェクトに参画する場合、代表機関及び国内の各参画機関は、当該海外企業に対して「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン—適正なアプロー

子に基づく連携の促進—(中間とりまとめ) (令和元年6月21日 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)) に準拠した形での連携が求められます。

(3) 拠点運営機構

拠点運営機構とは、代表機関においてプロジェクト・拠点の全体管理を担う組織であり、後述する「産学官共創システム」(詳細は2.3.3を参照)の構築における中核的な役割を担います(本格型はプロジェクト開始時点で設置必須、育成型は準備段階でも可)。また、以下の項目についても拠点運営機構が担当してください。

- ・ 拠点における参画機関のとりまとめ窓口として、必要書類等のとりまとめや連絡調整等を行うこと
 - ・ 拠点全体の窓口として、各種提出書類のJSTへの提出及びJSTからの各種依頼に対応すること
- 代表機関が組織として責任をもってプロジェクト及び拠点の運営・支援を行う体制を確保するため、拠点運営機構は代表機関の長または担当理事等(以下、「拠点運営機構の設置責任者」という。)の直轄組織としてください。

拠点運営機構の支援には、代表機関の既存の組織・体制(産学連携本部、管理部門、オープンイノベーション機構等)が全面的に関わることを求めます。また、拠点運営機構は、これら既存の組織体制等の一部門としても構いませんし、これら既存の組織体制等の兼務者を配置しても構いません。

なお、代表機関が、JSTのセンター・オブ・イノベーション(COI)プログラム及び産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム(OPERA)など、他の産学官連携拠点形成型プログラム等を実施している(最近まで実施していた場合を含む)場合、これらの運営組織との連携や、その能力・経験を活用することにより、効率的・効果的な運営を行うこととし、その方針・内容についても提案書に記載していただきます。

(4) 拠点運営機構の設置責任者

代表機関の長または担当理事等です。拠点運営機構を直轄の組織として、代表機関が全面的に拠点の運営・活動を支援する体制を構築してください。

(5) PL及び副PL

PLは拠点の責任者です。また、拠点運営機構の長として機構を指揮します。プロジェクト開始後速やかに代表機関に身分を有する予定であること(雇用形態、勤務形態は問わない)を要件と

します。

副 PL は、PL を補佐して拠点運営全体を担うとともに、PL による拠点運営機構の指揮を補佐します。なお PL 同様に、プロジェクト開始後速やかに代表機関に身分を有する予定であること（雇用形態、勤務形態は問わない）を要件とします。

なお、令和 3 年度より本格型では副 PL の配置を必須とします（育成型は推奨）。PL 及び副 PL にはアカデミア出身者（代表機関出身者を想定）、産業界出身者をそれぞれ 1 名ずつ配置してください（どちらが PL、副 PL を担うかは任意とします。）

産業界出身の PL ないし副 PL に期待される役割は、アカデミア出身の PL ないし副 PL と連携しつつ、2.2(6)に記載するような拠点運営機構の人員をとりまとめて主に以下のような事柄を指揮することです。（2.3.3. 産学官共創システムの項も参照し、そこで求められる機能等も考慮してください。）こうした役割を十分に担うことができるよう、代表機関は、PL 及び副 PL に十分な権限を付与するようにしてください。

- ・的確なプロジェクト進捗管理等（マイルストーン管理、競合・代替技術・研究等のベンチマーク、PDCA（計画の柔軟な見直し）等）
- ・知財戦略・知財マネジメント
- ・将来の実用化・社会実装に向けて、社会ニーズや要求仕様等の把握、ステークホルダーとの調整や参加機関・協力者等の獲得

(6) 拠点運営機構を構成する人材のイメージ

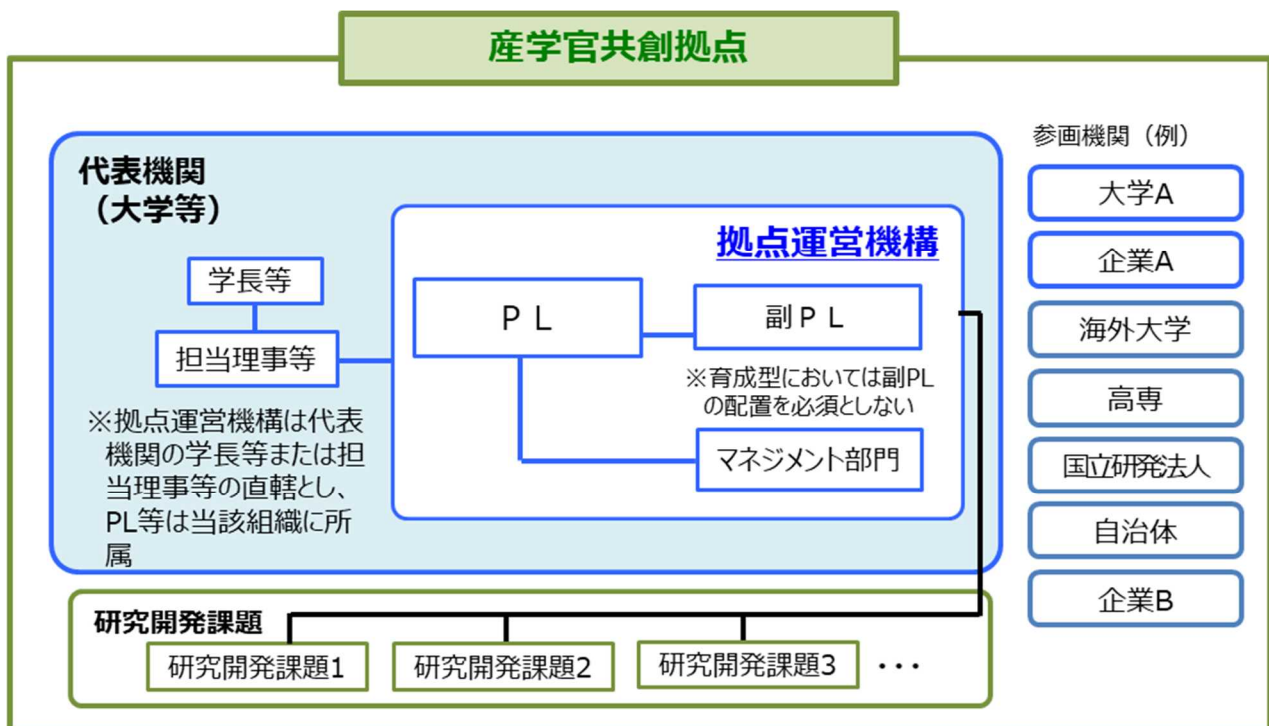
プロジェクト・拠点の全体管理を行うにあたり、PL および副 PL を支える人材として、例えば以下のような機能等を有する人材の配置を検討してください。（2.3.3. 産学官共創システムの項も参照し、そこで求められる機能等も考慮してください。）なお以下で挙げた人材以外にも、拠点が必要と判断した人材は適宜配置してください。

- ・新たな技術シーズの発掘とニーズ・課題とのマッチングを担当する者
- ・成果の社会実装を担う企業の連携・参入や拠点発スタートアップ立上げを支援・コーディネーターする者
- ・知財戦略、知財やデータの管理を担当する者
- ・広報・アウトリーチ、外部リソース獲得等を担当する者
- ・人材育成を担当する者

(7) 研究開発責任者・実施責任者・研究開発課題リーダー

プロジェクトにおける、参画機関・研究開発課題ごとの責任者です。役割は以下の通りです。

- ・研究開発責任者：各参画機関（大学等）におけるプロジェクト実施上の責任者（代表機関においてはPL）
 - ・実施責任者：各参画機関（企業等）におけるプロジェクト実施上の責任者
 - ・研究開発課題リーダー：大学等に身分を有する各研究開発課題の進捗管理等の責任者
- ※研究開発課題リーダーは研究開発責任者と兼ねることが可能です。



※プロジェクト実施期間中における体制の変更は、POの承認を経て適宜可能です。

2.3 プロジェクトの主要構成要素（共創分野）

本プログラムでは、拠点ビジョン実現のための「バックキャストによるイノベーションに資する研究開発」とそれを支える「自立的・持続的な拠点形成が可能な産学官共創システムの構築」をパッケージで推進します。

育成型と本格型のどちらにおいても、これら主要構成要素は提案していただきますが、育成型においては検討段階の内容を含んだ提案であっても応募は可能です。詳細については、「4.2.1 審査の観点」（52 ページ～）を参照してください。

2.3.1 バックキャスト型研究開発における拠点ビジョン・ターゲット（共創分野）

拠点ビジョンを出発点として、バックキャストによりターゲット及び研究開発課題を設定してください。

拠点ビジョンとは、ウィズ/ポストコロナ時代を見据え、拠点が目指す SDGs に基づく国レベルやグローバルレベルの社会課題を捉えた、10～20 年後の未来のありたい社会像です。プロジェクトに参画する機関のほか、市民や研究開発成果の受益者等の多様なステークホルダーも巻き込み、ありたい社会像として「誰の」「どのような」課題の解決を目指すのかを追求しながら策定してください。また、プロジェクトに参画する全ての機関は、それぞれトップ層に至るまで拠点ビジョンを共有することが求められます。

ターゲットとは、プロジェクト終了時点までに実現を目指す「具体的かつ到達可能な社会実装の姿又はプロジェクト終了後の近い将来の社会実装に向けた具体的マイルストーン（駆動目標）」です。拠点ビジョン実現のために、解決すべき技術的、社会的、経済的課題等をターゲットとして設定し、プロジェクト期間内の達成を目指してください。

拠点ビジョンからバックキャストによりターゲット・研究開発課題を設定するプロセスにおいては、以下の点を重視してください。

- ・国レベルやグローバルレベルの社会ニーズを的確に捉えること（その際、「誰の」「どのような」課題の解決を目指すのかを考慮しながら社会ニーズを特定すること）
- ・拠点ビジョンの実現に向けて以下の事項を行うこと。
 - ① 現状調査・要因分析・課題の抽出（経済性、社会制度・規制面）を行うとともに、多様なステークホルダーによる検討を行うこと。
 - ② 研究開発に関する課題の抽出
- ・国内外の他の研究開発や代替手段とのベンチマーキング（比較優位性の検討等）を行うこと
- ・適宜、拠点ビジョンの実現に向けて障壁となる社会的課題を解決するため、人文・社会科学の研究者等の参画や知見を活用すること

なお、拠点ビジョン及びターゲットは、採択後も社会動向やプロジェクトの進展等に応じ適宜柔軟に見直すことが可能です。

2.3.2 研究開発課題（共創分野）

拠点ビジョンの実現、及びターゲットの達成に向けて、必要な数の研究開発課題を設定してください。

提案時に、研究開発課題ごとに、中間目標と達成目標を含むロードマップの記載を求めます。なお、研究開発課題及びロードマップは、プロジェクトの進捗状況や社会動向・研究動向等に応じ、適宜柔軟に見直すことが求められます。

提案時に設定した個別の研究開発課題については、原則として本格型期間の7年度目までを目途に、PoCを達成することを想定しています。

個別の研究開発課題がPoCを達成した以後は、民間資金を活用した研究開発に段階的に移行（PoC達成年度の翌年度以降の研究開発経費は、PoC達成年度の金額を基準として、それぞれ最大80%程度（達成年度の翌年度目）、最大40%程度（達成年度から2年度目）、0%（同3年度目以降）とすることを目安）いただきますが、PoCを達成した研究開発課題の研究開発経費の減額分は、JSTと協議の上、その全部又は一部について、PLの権限で、別の研究開発課題の促進や、新規研究開発課題に充当することが可能です。

PoCの達成の判断基準は、大学等の研究開発方針、企業等の研究開発・事業移管計画なども踏まえて拠点内で十分な協議を行い、研究開発課題リーダーの同意の下、採択後にPLが設定するものとします。

なお、PoCの達成の判断基準には主に下記のようなものが想定されます。

- ・企業等による事業化、製品化の方針決定
- ・大学等と企業等とのクローズドの共同研究契約の締結
- ・大学等が有する知的財産のライセンス契約の締結
- ・大学等発ベンチャー企業の実立 等

原則として、個別の研究開発課題におけるPoC達成については、PLが達成・不達成を判断し、POがこれを評価し承認することとします。また、PLはプロジェクト内の全研究開発課題について、初回の中間評価時（本格型期間の4年度目）にはPoC達成の見込みを、2回目の中間評価時（同7年度目）にはPoC達成の状況を報告します。POは、中間評価、サイトビジット及び拠点面談等の機会のほか、計画書に記載された個別研究開発課題の中間目標達成時期ごとにPoCの内容、達成可否について評価を行うことがあります。

なお、プロジェクトにおいて、社会課題解決に向けた共通基盤技術など、PoC達成が本格型期間の7年度目を超える場合や、本質的にPoC達成が見込めない研究開発課題を一部設定する提案も認められます。

2.3.3 産学官共創システム（共創分野）

産学官共創システムとは、代表機関を中核とし、多様なステークホルダーの参画のもと、良質な研究開発成果・知財やデータの創出・活用、事業化・社会実装、ベンチャー創出、人材育成等の「知」、「資金」、「人」の好循環を生み出すマネジメント体制が整備されたシステムです。

産学官共創システムの構築においては以下(1)～(3)の観点に留意してください。

なお拠点は、本プログラムを実施するだけでなく、他の競争的研究費等の獲得や産学連携に係る自主的な取組を組み合わせ、それぞれの拠点の特色や強みを活かした拠点運営を行うことを期待します。

(1) 産学官共創システムに求められる要素

i) 全体運営における場作り：

- ・ 拠点運営に必要な規約等の策定
- ・ 全ての参画機関が研究進捗の共有・意見交換を行うことのできる場・機会の設定

ii) 研究開発企画（拠点ビジョン・ターゲット・研究開発課題の探索・構築）：

- ・ 拠点ビジョンの策定・共有・更新、新たなターゲット・研究開発課題の設定（その繰り返し・更新を継続）
- ・ 新たな技術シーズの発掘とニーズ・課題とのマッチング、研究開発課題の組成

iii) 産学連携マネジメント：

- ・ 計画・進捗管理、知財・データの管理及び活用、経理・契約管理、参画機関との調整、持続的な産学官共創システムの形成に向けた検討

iv) 研究開発基盤：

- ・ 基幹となるサイエンスの創出・育成
- ・ 共用設備機器群の整備、運用（メンテナンスを含む）
- ・ 実証フィールドの整備・運用
- ・ 異分野融合、新分野開拓の進展

v) 外部リソースの獲得：

- ・ 自立化に向けた資金計画の検討
- ・ 新たな参画機関の勧誘、共同研究や資金・リソース拠出等に係る企業等との交渉
- ・ 競争的研究費等の獲得活動
- ・ 大学等発ベンチャー投資への対応
- ・ 拠点の広報活動

vi) 出口戦略・社会実装に向けたマネジメント

- ・社会ニーズの把握
- ・成果の社会実装を担う企業との連携・新規参入のコーディネート
- ・実証フィールドや成果の社会実装の場となる地方自治体との連携・新規参入のコーディネート
- ・産・学・官のコンソーシアムの形成・運営
- ・拠点発スタートアップ立上げ支援
- ・知財化・ライセンスアウトの推進

vii) 人材育成：

- ・プロジェクト終了後も産学官連携の中核を担いうる研究人材の育成
- ・プロジェクト終了後も拠点運営の中核を担いうるマネジメント人材の育成

(2) 外部リソースの獲得について

本格型においては、外部リソースの獲得を必須とします。提案時点での外部リソース最低獲得額は要件とせず、またマッチングファンド方式とはしません。一方、拠点の自立化に向けて、プロジェクトの進捗に応じた外部リソースの拡大の状況を、中間評価等において確認・評価します。なお、提案書には採択後の外部リソース獲得見込みを記載していただきます。

※育成型については、外部リソースの獲得は必須ではありません。

(3) 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」について

各プロジェクトは、持続的な産学官共創システムの構築・運営に資するため、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成 28 年 11 月 30 日イノベーション促進産学官対話会議事務局）を踏まえた産学連携マネジメント改革を、産学官共創システム構築に導入してください。

特に「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」（令和 2 年 6 月 30 日 文部科学省・経済産業省）に関連する事項（研究者等（共同研究に参画する学生含む）の有する「知」への価値付け、研究成果として創出された「知」への価値付け、必要となる経費の適切な分担、知的財産権の積極的活用を前提とした契約、兼業・クロスアポイントメント制度の活用）については、積極的に取り組んでください。

上記のガイドラインを踏まえて、拠点の現状にあわせた自主的な計画を策定し、実行することを期待します。

第 3 章 地域共創分野

※1 章の記載も合わせて必ずご確認ください

3.1 地域共創分野の概要

	地域共創分野 (令和 3 年度新設)
対象分野 ※医療分野に限定される研究 開発は対象外	科学技術分野全般
制度趣旨	地域大学等を中心とし、地方自治体、企業等とのパートナーシップによる、地域の社会課題解決や地域経済の発展を目的とした、自立的・持続的な地域産学官共創拠点（※）の形成 ※本章では、「拠点」と記載
目指す拠点ビジョン（ありたい社会の姿）	地域の社会課題を捉えた、おおむね 10 年後の未来のありたい地域の社会像（地域共創分野では地域拠点ビジョンと呼称）
委託費（間接経費含む）	育成型：2.5 千万円/年度 本格型：最大 2 億円/年度
支援期間	育成型：2 年度 本格型：最長 10 年度
令和 3 年度公募採択予定 件数	育成型：8 件程度 本格型：2 件程度

- ・実際の実施期間は、プロジェクト実施計画書の精査・承認により決定します。また、各種評価の結果等に応じて、実施期間中にプロジェクトを中止する場合があります。
- ・上記採択予定件数は、目安であり、公募・審査の結果、採択件数がこれと異なる場合があります。
- ・JST の委託費は「直接経費（研究開発経費とプロジェクト推進経費）」と「間接経費」の合計額となります。

研究開発経費：個別の研究開発課題の実施に係る経費

プロジェクト推進経費：プロジェクト全体の運営・マネジメント活動に係る経費

3.1.1 応募要件

(1) 提案機関の構成要件

地域大学等（※）を代表機関とし、1つ以上の民間企業、1つ以上の幹事自治体（詳細は3.2(5)を参照）を含む3機関以上の連名によりプロジェクトを提案してください。なお、参画機関として大学等・企業等が加わることは可能とし、複数の地方自治体の連名も可能とします。

※ 地域大学等及び大学等

地域大学等：国公立大学、大学共同利用機関、高等専門学校のうちいずれかであり、幹事自治体と密な連携を取れるような場所にキャンパス等を有するなど、当該キャンパス等が提案プロジェクトの研究開発・拠点形成活動の中核的なサイト（実施場所）となる計画に対応できる機関

大学等：国公立大学、大学共同利用機関、国立研究開発法人、国立試験研究機関、公設試験研究機関、高等専門学校、研究開発を自ら行っている特殊法人・独立行政法人・公益法人等（研究開発を目的として設立された法人であり、研究開発業務について公益目的事業の認定を受け、法人税非課税となっている法人に限る）

(2) 提案者

代表機関が、本プログラムにおける提案者となります。

3.2 提案における組織・責任者（地域共創分野）

地域共創分野では、提案にあたり以下の組織や責任者を定めていただきます。（一部、育成型と本格型で要件が異なります）

(1) 地域共創の場

拠点において、以下に示す役割を担う会議体として設置してください。

- ・産学官のステークホルダーが集い、地域拠点ビジョンを策定すること
- ・地域拠点ビジョンの達成に向けた計画の進捗確認とそれを踏まえた拠点の活動に係る支援、必要に応じた地域拠点ビジョンの見直しを行うこと。
- ・地方自治体（幹事自治体等）の政策立案・実行等に対し、拠点活動に立脚した提言をすること
- ・その他、地域拠点ビジョンの実現に向けた、構成員の出身組織等による支援に係ること

構成員として、幹事自治体の幹部クラス（例えば、都道府県・政令指定都市であれば等級別基準職務表の最上位に位置付けられる職員等を想定）、代表機関の長又は担当理事等（拠点運営機構の設置責任者）、および主たる参画企業等の幹部クラスを含むことを必須とします。地域共創の場の運営事務局は、代表機関が担ってください。

なお提案時点で「地域共創の場」を設置していない場合には、構成員となるべき者による協議によって提案に向けた地域拠点ビジョンを設定しても構いません。この場合、採択後すみやかに「地域共創の場」を設置してください。

また、「地域共創の場」は、文部科学省がガイドラインを提示している「地域連携プラットフォーム（※）」を代表機関や幹事自治体が関わって設置している（予定を含む）場合、同プラットフォームも活用しつつ運用してください。

（※）地域連携プラットフォーム

文部科学省高等教育局「地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン～地域に貢献し、地域に支持される高等教育へ～」（令和2年10月）にいう地域連携プラットフォームを指します。同ガイドラインでは、「大学等のみならず、地方公共団体、産業界等の様々な関係機関が一体となった恒常的な議論の場を構築し、エビデンスに基づく現状・課題を把握した上で将来の目標を共有し、絵に描いた餅で終わることなく地域課題の解決に向けた連携協力の抜本的な強化を図るとともに、地域の大学等の活性化やグランドデザインの策定、高等教育機会の確保や地域人材の確保、大学等を含めた地域社会の維持発展を図るための仕組み」とされています。

（参考）地域連携プラットフォームの構築（文部科学省 HP）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/platform/mext_00994.html

（参考）地域科学技術イノベーション・エコシステムの構築に向けた方策について（最終まとめ）

https://www.mext.go.jp/content/20210129-mxt-000009610_1.pdf

（2）代表機関

本プログラムにおける提案のとりまとめ機関であり、採択後プロジェクト期間中を通して中心的な役割を担う国内の地域大学等です。代表機関は、拠点運営機構（詳細は3.2(6)を参照）を設置し、プロジェクトの運営と研究開発の中心的な役割を担います。

提案書には、代表機関及び拠点運営機構の設置責任者（詳細は3.2(7)を参照）が代表機関の組織としての経営方針・運営方針等に拠点をどのように位置づけ、どのように運営していくかを記載していただきます。

(3) 参画機関

代表機関以外の、プロジェクトに参画する全ての大学等・企業等です。

プロジェクトに参画する大学等は、JST と委託研究契約を締結する必要があります。JST は、当該契約に基づき、大学等に必要に応じた額の委託費を支出します。プロジェクトに参画する企業等は、プロジェクト推進のための資金・リソースを拠出します。(本格型は必須、育成型は推奨)。また企業等は、JST と委託研究契約は締結しませんが、代表機関あるいは、いずれかの参画機関(大学等)と共同研究契約等を締結します。共同契約書等の写しは、研究開始後 3 か月以内を目途に、JST に提出していただきます。

参画機関の役割は以下のとおりです。

- ・代表機関と共に、地域拠点ビジョンの実現に必要な研究開発と産学共創システムの構築を推進すること
- ・代表機関がとりまとめる JST からの各種依頼に対応すること

参画機関のプロジェクト期間中での追加・退出は、PO の承認を得た上で、適宜可能です。

○海外機関の参画について

海外機関が、プロジェクトに参画することは可能です。ただし、大学等に相当する機関であっても、JST とは委託研究契約を締結できません。

なお、海外企業がプロジェクトに参画する場合、代表機関及び国内の各参画機関は、当該海外企業に対して「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン—適正なアプローチに基づく連携の促進—(中間とりまとめ)」(令和元年 6 月 21 日 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当))に準拠した形での連携が求められます。

(4) 幹事機関

参画機関のうち、プロジェクトの中心的な構成員であり、代表機関と共にプロジェクトの全体方針の策定・意思決定や進捗に責任を負います。なお、幹事機関は、必要な場合には PO の承認を経て、適宜追加または退出することが可能です。

地域共創の場のもとには、適宜「幹事機関会議」を設置した上で、以下のような項目の機能を担うことを推奨します。構成メンバーは、例えば、代表機関における PL、副 PL 及び PL 補佐(詳細は 3.2(8)及び(9)を参照)のほか、幹事自治体、大学等・企業等の主たる参画機関のメンバー等が考えられます。

- ・参画するすべての地方自治体、企業等のニーズを抽出し、地域拠点ビジョン案を検討した上で、

それを地域共創の場に提示する

- ・プロジェクトの中で、全体方針の策定、重要事項の意思決定・利害調整等を行う

(5) 幹事自治体

幹事機関のうち、プロジェクトの中核を担う地方自治体（都道府県、政令指定都市、市町村、特別区）です。幹事自治体は、複数設定することも可能です。幹事自治体の役割は、以下のとおりです。

- ・幹事自治体が所在する地域のニーズを提示すること。
- ・幹事機関会議（設置する場合）のメンバーとして拠点運営に深く関与すること。
- ・代表機関との人事交流（職員の拠点運営への参画等）等、大学等との関係構築を推進すること。

(6) 拠点運営機構

拠点運営機構とは、代表機関においてプロジェクト・拠点の全体管理を担う組織であり、後述する「産学官共創システム」（詳細は 3.3.3 を参照）の構築における中核的な役割を担います。（本格型はプロジェクト開始時点で設置必須・育成型は準備段階でも可）また、以下についても拠点運営機構が担当してください。

- ・拠点における参画機関のとりまとめ窓口として、必要書類等のとりまとめや連絡調整等を行うこと
 - ・拠点全体の窓口として、各種提出書類の JST への提出及び JST からの各種依頼に対応すること
- 代表機関が機関としてプロジェクト・拠点を責任をもって運営・支援を行う体制を確保するため、代表機関の長または担当理事等（以下、「拠点運営機構の設置責任者」という。）の直轄組織としてください。

拠点運営機構の支援には、代表機関の既存の組織・体制（産学連携本部、管理部門、オープンイノベーション機構等）が全面的に関わることを求めます。また、拠点運営機構は、これら既存の組織体制等の一部門としても構いませんし、これら既存の組織体制等の兼務者を配置しても構いません。

なお、代表機関が、JST のセンター・オブ・イノベーション（COI）プログラム及び産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（OPERA）など、他の産学官連携拠点形成型プログラム等を実施している（最近まで実施していた場合を含む）場合、これらの運営組織との連携や、その能力・経験を活用することにより、効率的・効果的な運営を行うこととし、その方針・内容についても提案書に記載していただきます。

(7) 拠点運営機構の設置責任者

代表機関の長または担当理事等です。拠点運営機構を直轄の組織として、代表機関が全面的に拠点の運営・活動を支援する体制を構築してください。

(8) PL 及び副 PL

PL は拠点の責任者です。また、拠点運営機構の長として機構を指揮します。プロジェクト開始後速やかに代表機関に身分を有する予定であること（雇用形態、勤務形態は問わない）を要件とします。

副 PL は、PL を補佐して拠点運営全体を担うとともに、PL による拠点運営機構の指揮を補佐します。なお PL 同様に、プロジェクト開始後速やかに代表機関に身分を有する予定であること（雇用形態、勤務形態は問わない）を要件とします。

なお、本格型では副 PL の配置を必須とします（育成型は推奨）。PL 及び副 PL にはアカデミア出身（代表機関出身を想定）、産業界出身者をそれぞれ 1 名ずつ配置してください（どちらが PL、副 PL を担うかは任意とします。また、副 PL を複数配置することは可能です）。

特に産業界出身の PL ないし副 PL に期待される役割は、アカデミア出身の PL ないし副 PL と連携しつつ、3.2(10)に記載するような拠点運営機構の人員をとりまとめて主に以下のような事柄を指揮することです。（3.3.3. 産学官共創システムの項も参照し、そこで求められる機能等も考慮してください。）こうした役割を十分に担うことができるよう、代表機関は、PL および副 PL に十分な権限を付与するようにしてください。

- ・的確なプロジェクト進捗管理等（マイルストーン管理、競合・代替技術・研究等のベンチマーク、PDCA（計画の柔軟な見直し）等）
- ・知財戦略・知財マネジメント
- ・将来の実用化・社会実装に向けて、社会ニーズや要求仕様等の把握、ステークホルダーとの調整や参加機関・協力者等の獲得

(9) PL 補佐

幹事自治体の職員（原則として、管理職相当以上）であり、幹事自治体をはじめとする当該拠点に参画している地方自治体との関係構築における責任者です。（本格型では必須、育成型では推奨）。PL 補佐は、プロジェクト開始後速やかに代表機関の身分を有することを要件とします。PL 補佐の役割は以下のとおりです。

- ・大学等と幹事自治体をはじめとする当該拠点に参画している地方自治体との関係構築に責任をもって取り組むこと
 - ・PL、副 PL を補佐し、プロジェクト運営に関与すること
- なお、職位を副 PL としても構いません。(その場合、副 PL を 2 名配置することになります。)

(10) 拠点運営機構を構成する人材のイメージ

プロジェクト・拠点の全体管理を行うにあたり、PL および副 PL を支える人材として、例えば以下のような機能等を有する人材の配置を検討してください。(3.3.3. 産学官共創システムの項も参照し、そこで求められる機能等も考慮してください。) なお以下で挙げた人材以外についても、拠点が必要と判断した人材は適宜配置してください。

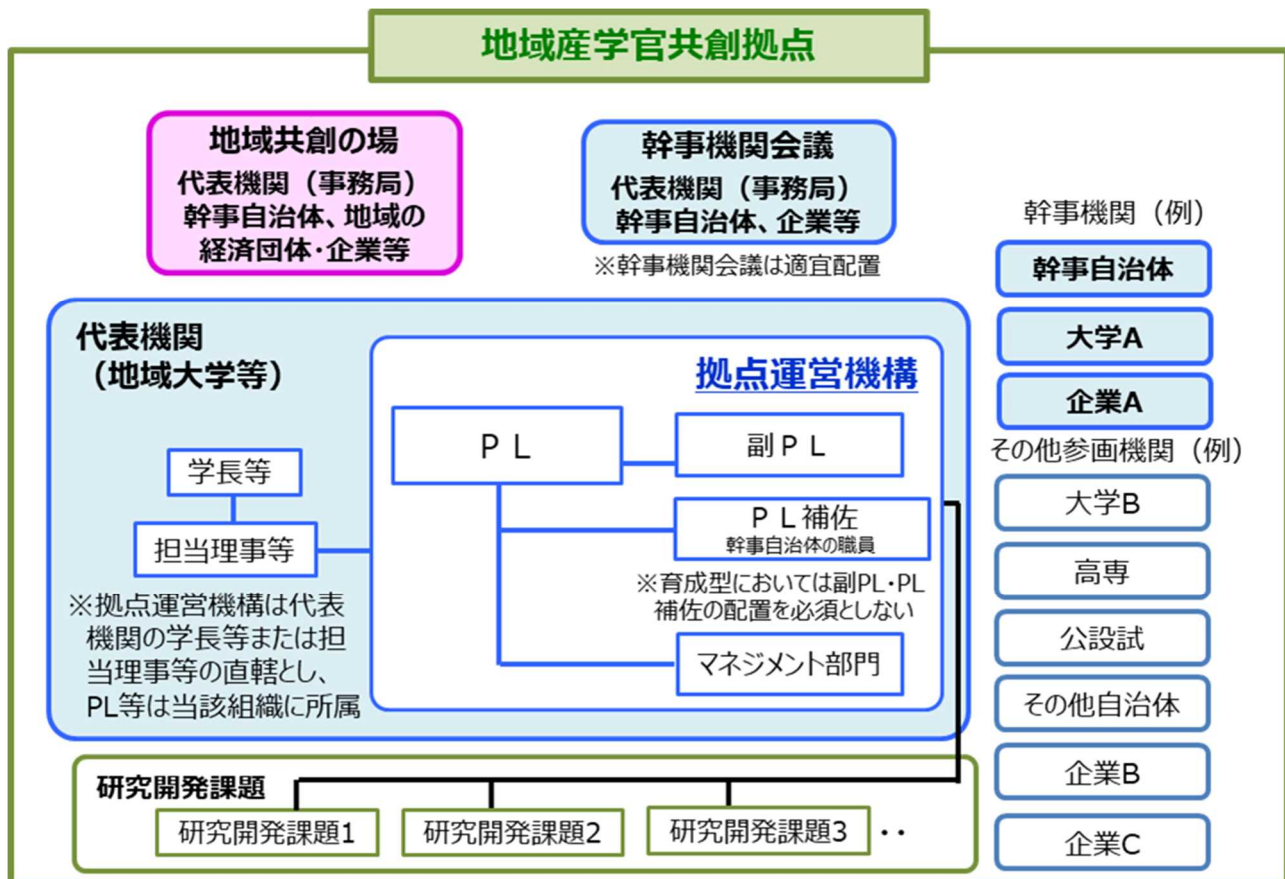
- ・新たな技術シーズの発掘とニーズ・課題とのマッチングを担当する者
- ・成果の社会実装を担う企業の連携・参入や拠点発スタートアップ立上げを支援・コーディネートする者
- ・知財戦略、知財やデータの管理を担当する者
- ・広報・アウトリーチ、外部リソース獲得等を担当する者
- ・人材育成を担当する者

(11) 研究開発責任者・実施責任者・研究開発課題リーダー

プロジェクトにおける、参画機関・研究開発課題ごとの責任者です。役割は以下の通りです。

- ・研究開発責任者：各参画機関（大学等）におけるプロジェクト実施上の責任者（代表機関においては PL）
- ・実施責任者：各参画機関（企業等）におけるプロジェクト実施上の責任者
- ・研究開発課題リーダー：大学等に身分を有する各研究開発課題の進捗管理等の責任者

※研究開発課題リーダーは研究開発責任者と兼ねることが可能です。



※プロジェクト実施期間中における体制の変更は、PO の承認を経て適宜可能です。

3.3 プロジェクトの主要構成要素（地域共創分野）

本プログラムでは、拠点ビジョン実現のための「バックキャストによるイノベーションに資する研究開発」とそれを支える「自立的・持続的な拠点形成が可能な産学官共創システムの構築」をパッケージで推進します。

育成型と本格型のどちらにおいてもこれら主要構成要素は提案いただきますが、育成型においては検討段階の内容を含んだ提案であっても応募を認めることとします。詳細については、「4.2.1 審査の観点」（52 ページ～）をご参照ください。

3.3.1 バックキャスト型研究開発におけるビジョン・ターゲット（地域共創分野）

地域拠点ビジョンを出発点として、バックキャストによりターゲット及び研究開発課題を設定してください。

地域拠点ビジョンとは、ウィズ/ポストコロナ時代を見据え、SDGs に基づく提案者らが立地する地域の社会課題を捉えた、おおむね 10 年後の未来のありたい地域の社会像です。プロジェクトに参

画する機関のほか、市民や研究開発成果の受益者等の多様なステークホルダーも巻き込み、ありたい社会像として「誰の」「どのような」課題の解決を目指すのかを追求しながら、「地域共創の場」にて策定（地域拠点ビジョンの見直しを含む）をしてください。

地域拠点ビジョンは、国レベルやグローバルレベルへの展開は必須ではなく、当該地域の多様なステークホルダーとともに取り組む地域課題（地域の社会的・経済的な課題）を、科学技術を活用して解決できる見通しがあることを重視します。また地域拠点ビジョンは必ずしも提案する地方自治体のエリア全体である必要はなく、その一部のエリアを対象又は複数の地方自治体による一定のまとまりのある地域を対象とすることも可能です。

また、プロジェクトに参画する全ての機関は、それぞれトップ層に至るまで拠点ビジョンを共有することが求められます。なお、地域拠点ビジョンは、採択後も社会動向やプロジェクトの進展等に応じて適宜柔軟に「地域共創の場」にて見直すことが可能です。

ターゲットには、プロジェクト終了時点までに実現を目指す「具体的かつ到達可能な社会実装の姿又はプロジェクト終了後の近い将来の社会実装に向けた具体的マイルストーン（駆動目標）」を設定いただきます。地域拠点ビジョン実現のために解決すべき技術的、社会的、経済的課題等をターゲットとして設定した上で、プロジェクト期間内の達成を目指してください。

なお、ターゲットは、採択後も社会動向やプロジェクトの進展等に応じて適宜柔軟に見直すことが可能です。

また、地域の地理的制約や格差を解消して社会システム変革が可能となるデジタルトランスフォーメーション（DX）に取り組むことを期待します。

地域拠点ビジョンからバックキャストによりターゲット・研究開発課題を設定するプロセスにおいては、以下の点を重視してください。

- ・地域の社会ニーズを的確にとらえること（その際、「誰の」「どのような」課題の解決を目指すのかを考慮しながら社会ニーズを特定すること）
- ・地域拠点ビジョンの実現に向けて以下の事項を行うこと。
 - ①現状調査・要因分析・課題の抽出（経済性、社会制度・規制面）を行うとともに、多様なステークホルダーによる検討を行うこと。
 - ②技術面に関する課題の抽出
- ・他の地域における同様の社会課題解決を目指した研究開発や代替手段とのベンチマーキング（比較優位性の検討等）を行うこと

- ・適宜、拠点ビジョンの実現に向けて障壁となる社会的課題を解決するため人文・社会科学の研究者等の参画や知見を活用すること
- ・本格型期間の5年度目を目途に、地域拠点ビジョンの一部について実現の見通しを得られるような計画であること

3.3.2 研究開発課題（地域共創分野）

地域拠点ビジョンの実現、及びターゲットの達成に向けて、必要な数の研究開発課題を設定してください。

提案時に、研究開発課題ごとに、中間目標と達成目標を含むロードマップの記載を求めます。なお、研究開発課題及びロードマップはプロジェクトの進捗状況や社会動向・研究動向等に応じ、適宜柔軟に見直すことが求められます。

提案時に設定していた地域共創分野の個別の研究開発課題については、原則として本格型期間の5～7年度目までを目途に、PoCを達成することを想定しています。

個別の研究開発課題がPoCを達成した以後は、民間資金を活用した研究開発に段階的に移行（PoC達成年度の翌年度以降の研究開発経費は、PoC達成年度の金額を基準として、それぞれ最大80%程度（達成年度の翌年度目）、最大40%程度（達成年度から2年度目）、0%（同3年度目以降）とすることを目安）いただきますが、PoCを達成した研究開発課題の研究開発経費の減額分は、JSTと協議の上、その全部又は一部について、PLの権限で、別の研究開発課題の促進や、新規の研究開発課題に充当することが可能です。

PoCの達成の判断基準は、大学等の研究開発方針、企業等の研究開発・事業移管計画なども踏まえて十分な協議を行い、研究開発課題リーダーの同意の下、採択後にPLが設定するものとします。

なお、PoCの達成の判断基準には主に下記のようなものが想定されます。

- ・企業等による事業化、製品化の方針決定
- ・大学等と企業等とのクローズドの共同研究契約の締結
- ・大学等が有する知的財産のライセンス契約の締結
- ・大学等発ベンチャー企業の設定 等

原則として、個別研究開発課題のPoC達成については、PLが適宜判断し、POがこれを評価し承認することとします。また、PLはプロジェクト内の全研究開発課題について、初回の中間評価

時（本格型期間の4年度目）にはPoC達成の見込みを、2回目の中間評価時（同7年度目）にはPoC達成の状況を報告します。

POは、中間評価、サイトビジット及び拠点面談等の機会のほか、計画書に記載された個別研究開発課題の中間目標達成時期ごとにPoCの内容、達成可否について評価を行うことがあります。

なお、プロジェクトにおいて、社会課題解決に向けた共通基盤技術など、PoC達成が本格型期間の5～7年度目を超える場合や、本質的にPoC達成が見込めない研究開発課題を一部設定する提案も認められます。

3.3.3 産学官共創システム（地域共創分野）

産学官共創システムとは、代表機関を中核とし、多様なステークホルダーの参画のもと、良質な研究開発成果・知財やデータの創出・活用、事業化・社会実装、ベンチャー創出、人材育成等の「知」、「資金」、「人」の好循環を生み出すマネジメント体制が整備されたシステムです。

産学官共創システムの構築においては以下(1)～(3)の要件に留意してください。なお地域共創分野においては、大学等と地方自治体の関係強化についても検討・実施してください。

なお拠点は、本プログラムを実施するだけでなく、他の競争的研究費の獲得や産学官連携に係る自主的な取組を組み合わせ、それぞれの拠点の特色や強みを活かした拠点運営を行うことを期待します。

(1) 産学官共創システムに求められる要素

i) 全体運営における場作り：

- ・拠点運営に必要な規約等の策定
- ・全ての参画機関が研究進捗の共有・意見交換を行うことのできる場・機会の設定

ii) 研究開発企画（地域拠点ビジョン・ターゲット・研究開発課題の探索・構築）：

- ・地域拠点ビジョン案の策定・共有・更新、新たなターゲット・課題の設定（その繰り返し・更新を継続）
- ・新たな技術シーズの発掘とニーズ・課題とのマッチング、研究開発課題の組成

iii) 産学連携マネジメント：

- ・計画・進捗管理、知財・データの管理及び活用、経理・契約管理、参画機関との調整、持続的な産学官共創システムの形成に向けた検討

iv) 研究開発基盤：

- ・基幹となるサイエンスの創出・育成

- ・ 共用設備機器群の整備、運用（メンテナンスを含む）
 - ・ 実証フィールドの整備・運用
 - ・ 異分野融合、新分野開拓の進展
- v) 外部リソース獲得：
- ・ 自立化に向けた資金計画の検討
 - ・ 新たな参画機関の勧誘、共同研究や資金・リソース拠出等に係る企業等との交渉
 - ・ 競争的研究費の獲得活動
 - ・ 成果の社会実装に向けた活動
 - ・ 大学等発ベンチャー投資への対応
 - ・ 拠点の広報活動
- vi) 出口戦略・社会実装に向けたマネジメント
- ・ 社会ニーズの把握
 - ・ 成果の社会実装を担う企業との連携・新規参入のコーディネート
 - ・ 実証フィールドや成果の社会実装の場となる地方自治体との連携・新規参入のコーディネート
 - ・ 産・学・官のコンソーシアムの形成・運営
 - ・ 拠点発スタートアップ立上げ支援
 - ・ 知財化・ライセンスアウトの推進
- vii) 人材育成：
- ・ プロジェクト終了後も産学連携の中核を担いうる研究人材の育成
 - ・ プロジェクト終了後も拠点運営の中核を担いうるマネジメント人材の育成
- viii) 地域創生・地域活性化：
- ・ 学生が当該地域に定着する仕組みの構築（当該地域の企業が学生の有償インターンシップを受け入れる等）
 - ・ 幹事自治体をはじめとする当該拠点に参画している地方自治体との密な連携活動

(2) 外部リソースの獲得について

本格型においては、外部リソースの獲得を必須とします。提案時点での外部リソース獲得額に要件は求めず、またマッチングファンド方式とはしません。なお、提案書には採択後の外部リソース獲得見込みを記載していただきます。

※育成型については、外部リソースの獲得は必須ではありません。

(3) 「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」について

各プロジェクトは、持続的な産学官共創システムの構築・運営に資するため、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成 28 年 11 月 30 日イノベーション促進産学官対話会議事務局）を踏まえた産学連携マネジメント改革を、産学官共創システム構築に導入してください。特に「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」（令和 2 年 6 月 30 日文部科学省・経済産業省）に関連する事項（研究者等（共同研究に参画する学生含む）の有する「知」への価値付け、研究成果として創出された「知」への価値付け、必要となる経費の適切な分担、知的財産権の積極的活用を前提とした契約、兼業・クロスアポイントメント制度の活用）については、積極的に取り組んでください。

上記のガイドラインを踏まえて、拠点の現状にあわせた自主的な計画を策定し、実行することを期待します。

第4章 公募・審査について

4.1 公募・審査に関する共通事項

4.1.1 公募期間・審査スケジュール

公募期間及び審査スケジュールは以下を予定しています。

- 公募開始：令和3年5月11日（火）
- 公募終了：令和3年7月6日（火）12:00（正午）
- 書類審査期間：令和3年7月～8月
- 面接審査期間：令和3年9月頃
- 審査結果の通知：令和3年9月以降
- プロジェクト開始：令和3年10月以降

※書類審査期間以降は全て予定です。今後変更となる場合があります。

※面接を行う具体的な日時については、JST から対象者に通知いたします。

※公募説明会等の日程が決まり次第、研究提案募集ウェブサイトにてお知らせします。

共創の場形成支援プログラム 研究提案募集ウェブサイト

<https://www.jst.go.jp/pf/platform/koubo.html>

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

締切間際は e-Rad サーバーが混雑するため、提案書の作成状況によっては応募手続きが完了できないことがありますので、時間的余裕を十分にとって、応募を完了してください。

締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない場合、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

4.1.2 応募方法

本プログラムでは、e-Rad からの応募情報登録（提案書類のアップロード）が必要となります。e-Rad の操作方法については「第8章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」（98 ページ～）を参照してください。

なお、締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない課題提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

また、一般社団/財団法人等の、大学等に該当することが明らかではない機関・法人が、大学等と

して参画を希望する場合は、代表機関、参画機関を問わず、e-Rad にて応募する前に速やかに事務局までお問合せください。JST にて大学等に該当するか判定を行い、企業等に該当すると判断された場合は、JST と委託研究契約を締結することはできません。

・連絡先：platform@jst.go.jp

・件名：【公益判定依頼】【(共創分野・地域共創分野より一つ選択)】問い合わせ者所属・氏名

【提案書様式の入手方法】

e-Rad で受付中の公募一覧から、公募要領と提案書様式がダウンロード可能です。また、下記ホームページからもダウンロードできます。

○本プログラム公募情報 <https://www.jst.go.jp/pf/platform/koubo.html>

応募に際しては以下の点にご留意ください。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む、以下同様）の提案を、共創分野と地域共創分野の両方に提案することはできません。
- ・実質的に同一の提案を、育成型と本格型の両方に提案することはできません。
- ・分野や実施タイプを問わず、同一機関・法人を代表機関として、複数の応募を行うことは可能ですが、提案内容は異なる必要があります。

4.1.3 審査（事前評価）の流れ

(1) 形式審査

提案書類について、応募の要件（提案者の要件、提案内容の要件、必要な書類の有無、不適正経理に係る申請資格の制限等）を満たしているかについて審査します。応募の要件を満たしていないものは、以降の審査の対象から除外されます。

(2) 書類審査

分野ごとに、PO が AD 等の協力を得て、書類審査を実施し、面接審査を実施する提案を選定します。書類審査にあたって、分野ごとに、応募件数等に応じて、第一段審査を行うことがあります。第一段審査は、主としてプログラムの趣旨に合致しているかの観点で行い、それらを満たす研究提案についてのみ書類審査を行います。いずれの分野でこの第一段審査を行うかは、公表しません。

また書類審査において、分野（共創分野、地域共創分野）の変更を条件に、面接審査を実施する提案を選定する場合があります。

条件変更合意できない場合は、面接審査辞退とみなします。

(3) 面接審査

分野ごとに PO が AD 等の協力を得て、面接審査を実施します。面接審査の実施要領・日程等は提案者に改めてお知らせいたします。

(4) 採択候補提案の選定

書類審査及び面接審査を踏まえ、JST が採択候補提案を選定します。

(5) プロジェクト実施計画等の調整

採択候補提案に関し、提案者と JST との間で、プロジェクト実施計画及び委託研究契約に係る採択条件の調整を行います。本格型においては、審査の結果、本採択に加えて、条件付き採択（育成型として採択するなど）を行う場合があります。

採択条件に合意できない場合は、採択辞退とみなします。

(6) 採択プロジェクトの決定・公表

採択条件の合意が得られたプロジェクトについて JST が採択を決定します。採択した拠点については、拠点名、PL 等の氏名・所属機関名・役職、代表機関名、参画機関名、プロジェクトの概要を JST のホームページ等で公表します。不採択の場合は、提案内容の公表は一切行いません。

※審査の過程においては、提案者及び提案書に連名する機関（以下「提案者等」という）に対し、提案内容等についての問い合わせを行う場合があります。

※審査は全て非公開で行います。

※審査の経過は通知いたしません。また、お問い合わせにも応じられませんのでご了承ください。

4.1.4 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、拠点の主要メンバー（PL、副 PL、PL 補佐、研究開発責任者、研究開発課題リーダー、実施責任者を指す）に関して、下記に示す利害関係者は選考に加わりません。

a. 拠点の主要メンバーと親族関係にある者。

※ここでいう親族関係とは、配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族を指

します。

- b. 拠点の主要メンバーと大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業に所属している者。
- c. 拠点の主要メンバーと緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは拠点の主要メンバーの研究課題の中での共同研究者等をいい、拠点の主要メンバーと実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- d. 拠点の主要メンバーと密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 拠点の主要メンバーの研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(2) PL の利益相反マネジメント

PL が「PL に関係する機関」をプロジェクトの参画機関とする提案を行い、「PL に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、PL の利益相反に該当する可能性があります。従って、PL と「PL に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「PL に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合のプロジェクトの参画機関をいいます。なお、a 及び b については PL のみではなく、PL の配偶者及び一親等内の親族（本項では、「PL 及び配偶者等」と総称）についても同様に取り扱います。

- a. PL 及び配偶者等の研究開発成果を基に設立した機関。
(直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。)
- b. PL 及び配偶者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- c. PL が株式を保有している機関。
- d. PL が実施料収入を得ている機関。

「PL に関係する機関」をプロジェクトの参画機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から PO が審議します。

そのため、「PL に関する機関」をプロジェクトの参画機関とする場合、【提案様式 1 の特記事項欄】にて「PL に関する機関」がプロジェクトの参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、PL の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

(3) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を参画機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について PO が審議します。

そのため、JST の出資先企業を参画機関とする場合、【提案様式 1 の特記事項欄】にて出資先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については下記ウェブサイトを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません

JST の出資公表については下記ウェブサイトを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

4.2 審査に関する個別事項

4.2.1 審査の観点

(1) 共創分野

○本格型

審査の項目	審査の主な観点
拠点ビジョン・ターゲット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点ビジョンは 10～20 年後の未来のありたい社会像であるか。 ・ 拠点ビジョンが、国レベルやグローバルレベルの社会課題を捉えているか。その際に、ウィズ/ポストコロナ時代を考慮しているか。 ・ 拠点ビジョンが全ての参画機関と十分に議論して策定され、共有されているか ・ 拠点ビジョンが野心的であり、わくわくするか（※ i） ・ 拠点ビジョンとターゲットは、「誰の」「どのような」課題を解決したいのか、SDGs のどの項目を「どのように」解決しようとするのか、という視点を踏まえて検討されているか ・ 拠点ビジョンとターゲットの設定は、科学的根拠に基づいたストーリー性のある内容となっているか ・ ターゲットは、拠点ビジョンからのバックキャストにより適切に設定されているか
研究開発計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ ターゲットの達成に向けた最適な研究開発課題が設定されているか ・ 研究開発課題は、他の研究開発や代替手段と比較して優位性が明確か ・ 産学官連携、異分野融合による複数の研究開発課題が適切に設定されているか ・ ロードマップには、研究開発課題ごとに中間目標、達成目標が適切に設定されているか ・ 経済性、社会制度・規制面等の課題抽出や対応方針が考慮されているか
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点運営機構の体制や運営方針は適切であるか ・ 産学官連携ガイドラインを踏まえた適切な産学官共創システム構築方針が策定されているか ・ PL 及び副 PL にプロジェクトマネジメントに関する十分なリーダーシップや資質があり、権限が代表機関から付与されているか ・ 研究開発基盤の整備・運用方針は適切か ・ 外部リソース獲得の計画は妥当か ・ 研究人材・マネジメント人材の育成方針が妥当か ・ 年齢や性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有するプロジェクト運営が配慮されているか ・ 代表機関による既存の産学連携体制・ノウハウ等を活用・連携した上で効果的・効率的な運営体制を設けているか ・ プロジェクトで構築する産学官共創システムを代表機関の運営に継承する方針は妥当か
持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表機関が、プロジェクト終了後も責任をもって拠点を持続・発展させることにコミットしているか ・ プロジェクト終了後の拠点の自立化に向けた取組（資金確保や研究人材・マネジメント人材の継続雇用）の構想は妥当か

※ i : 科学的根拠に基づいたストーリー性のある独創的構想によって想起される、期待感や高揚感等を指します（以下、同様）。

○育成型

審査の項目	審査の主な観点
拠点ビジョン・ターゲット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点ビジョンは 10～20 年後の未来のありたい社会像であるか ・ 拠点ビジョンが、国レベルやグローバルレベルの社会課題を捉えているか。その際に、ウィズ/ポストコロナ時代を考慮しているか。 ・ 拠点ビジョンは全ての参画機関と十分に議論し策定され、共有されているか ・ 拠点ビジョンが野心的であり、わくわくするか（※ i） ・ 拠点ビジョンとターゲットは、「誰の」「どのような」課題を解決したいのか、SDGs のどの項目を「どのように」解決しようとするのか、という視点を踏まえた設定が期待できるか ・ 拠点ビジョンとターゲットの設定は、科学的根拠に基づいたストーリー性のある構想となっているか ・ ターゲットは拠点ビジョンからのバックキャストにより適切に設定されることが期待できるか
研究開発構想	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発課題は本格型への移行を踏まえて適切に設定されているか ・ ターゲットの達成に向けた最適な研究開発課題が設定される見込みがあるか ・ 研究開発課題は、他の研究開発や代替手段と比較して優位性が期待できるか ・ 産学官連携、異分野融合による複数の研究開発課題が適切に設定されることが期待できるか ・ ロードマップには、研究開発課題ごとに中間目標、達成目標が適切に設定されることが期待できるか ・ 経済性、社会制度・規制面等の課題抽出や対応方針が考慮されている構想となっているか
運営体制の構想	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点運営機構の体制や運営方針は、本格型への移行に向けて十分整備されると期待できるか ・ 産学官連携ガイドラインを踏まえた適切な産学官共創システム構築方針の策定が期待できるか ・ PL にプロジェクトマネジメントに関する十分なリーダーシップや資質があるか ・ 外部リソース獲得が期待できるか ・ 適切な研究人材・マネジメント人材の育成方針の策定が期待できるか ・ 年齢や性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有するプロジェクト運営が期待できるか ・ 代表機関による既存の産学連携体制・ノウハウ等の活用・連携が十分検討されているか

(2) 地域共創分野

○本格型

審査の項目	審査の主な観点
地域拠点ビジョン ・ターゲット	<ul style="list-style-type: none"> ・地域拠点ビジョンはおおむね 10 年後の未来のありたい地域の社会像であり、その際ウィズ/ポストコロナ時代を考慮しているか ・地域拠点ビジョンは全ての参画機関と十分に議論して策定され、共有されているか ・地域拠点ビジョンが野心的であり、わくわくするか（※ i） ・地域拠点ビジョンとターゲットは、「誰の」「どのような」課題を解決したいのか、SDGs のどの項目を「どのように」解決しようとするのか、という視点を踏まえた設定が期待できるか ・地域拠点ビジョンは、代表機関の研究ポテンシャルを活かしつつ、地方自治体や企業等のパートナーシップのもと、地域の産学官からの参画機関・参加者が自分事として、かつ総力を挙げて取り組み、また、地域の社会課題の解決を含むものになっているか ・地域拠点ビジョンとターゲットは、科学的根拠に基づいたストーリー性のある構想となっているか ・ターゲットは地域拠点ビジョンからのバックキャストにより適切に設定されることが期待できるか
研究開発計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットの達成に向けた最適な研究開発課題が設定されているか ・研究開発課題は、国内外の他の研究開発や代替手段と比較して優位性が明確か ・産学官連携、異分野融合による複数の研究開発課題が適切に設定されているか ・ロードマップには、研究開発課題ごとに中間目標、達成目標が適切に設定されているか ・本格型期間の 5 年度目を目途に、地域拠点ビジョンの一部の実現の見通しが得られる計画になっているか ・経済性、社会制度・規制面等の課題抽出や対応方針が考慮されているか
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点運営機構の体制・運営方針は十分か ・産学官連携ガイドラインを踏まえた適切な産学官共創システム構築方針が策定されているか ・PL 及び副 PL にプロジェクトマネジメントに関する十分なリーダーシップや資質があり、権限が代表機関から付与されているか ・幹事自治体は、PL 補佐（もしくは副 PL）を適切に配置し、拠点にコミットしているか ・幹事自治体は、代表機関等との人事交流等、大学等との関係構築を推進するようになっているか ・研究開発基盤の整備・運用方針は適切か ・外部リソース獲得の計画は妥当か ・研究人材・マネジメント人材の育成方針が妥当か ・年齢や性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有するプロジェ

	<p>クト運営が配慮されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表機関における既存の産学連携体制・ノウハウ等を十分に活用・連携した上で、効果的・効率的な運営体制を設けているか ・プロジェクトで構築する産学官共創システムを代表機関の運営に継承する方針は妥当か ・拠点運営に対する幹事自治体の組織的かつ積極的な関与が期待できるか ・拠点において、適切な「地域共創の場」が考えられているか
持続可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・代表機関及び幹事自治体が、プロジェクト終了後も責任をもって拠点を持続・発展させることにコミットしているか ・プロジェクト終了後の拠点の自立化に向けた取組（資金確保や研究人材・マネジメント人材の継続雇用）の構想は妥当か

○育成型

審査の項目	審査の主な観点
地域拠点ビジョン	<ul style="list-style-type: none"> ・地域拠点ビジョンはおおむね 10 年後の未来のありたい地域の社会像であり、ウィズ/ポストコロナ時代を考慮しているか ・地域拠点ビジョンは全ての参画機関と十分に議論して策定され、共有されているか ・地域拠点ビジョンが野心的であり、わくわくするか ・地域拠点ビジョンとターゲットは、「誰の」「どのような」課題を解決したいのか、SDGs のどの項目を「どのように」解決しようとするのか、という視点を踏まえた設定が期待できるか ・地域拠点ビジョンは、代表機関の研究ポテンシャルを活かしつつ、地方自治体や企業等とのパートナーシップのもと、地域の産学官からの参画機関・参加者が自分事として、かつ総力を挙げて取り組み、また、地域の社会課題の解決を含む構想となっているか ・地域拠点ビジョンとターゲットは、科学的根拠に基づいたストーリー性のある構想となっているか ・ターゲットは地域拠点ビジョンからのバックキャストにより適切に設定されることが期待できるか
研究開発構想	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発課題は本格型への移行を踏まえて適切に設定されているか ・ターゲットの達成に向けた最適な研究開発課題が設定される見込みがあるか ・研究開発課題は、国内外の他の研究開発や代替手段と比較して優位性が期待できるか ・産学官連携、異分野融合による複数の研究開発課題が適切に設定されることが期待できるか ・ロードマップには、研究開発課題ごとに中間目標、達成目標が適切に設定されることが期待できるか ・経済性、社会制度・規制面等の課題抽出や対応方針が考慮されている構想となっているか
運営体制の構想	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点運営機構の体制・機能は本格型への移行に向けて十分整備されると期待できるか ・産学官連携ガイドラインを踏まえた適切な産学官共創システム構築方針の策定が期待できるか ・PL にプロジェクトマネジメントに関する十分なリーダーシップや資質があるか ・研究開発基盤の整備・運用方針は適切か ・外部リソース獲得が期待できるか ・代表機関等との人事交流等、大学等との関係構築を幹事自治体が推進することが期待できるか ・適切な研究人材・マネジメント人材の育成方針の策定が期待できるか ・年齢や性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有するプロジェクト運営が期待できるか ・代表機関による既存の産学連携体制・ノウハウ等の活用・連携が十分検討されているか ・拠点運営に対する幹事自治体の組織的・主体的な関与が十分確保されることが期待できるか ・拠点において、適切な「地域共創の場」が考えられているか

第5章 POとしての募集・選考・採択・推進に対する基本的方針

■共創分野

プログラムオフィサー：久世 和資（旭化成株式会社 常務執行役員 デジタル共創本部長）

共創分野のプログラムオフィサーとして、前年度の公募審査（本格型 11 件、育成型 67 件の提案）や採択拠点（本格型 1 件、育成型 12 件を採択）のハンズオン支援を通して、「共創の場」という本質的かつ重要な概念を、どのように実現し定着させれば良いのかを、アドバイザーメンバーと一緒に、議論と検討を重ねてきました。今年度からプログラム全体として、「人が変わる」、「大学が変わる」、「社会が変わる」というフレーズを打ち出すことになりました。これを多少補足するならば、「社会をどう変えたいのか、どう変わるべきか」というところから、「大学をどう変えたいのか、どう変わるべきか」へと展開し、さらに、「それらの変化を踏まえて、我々はどのように考えて行動すべきなのか」へと展開することであり、これらは自然な発展形でもあります。

大学や公的な研究機関は、基礎研究や先端研究に基づく、新たな知を創造することを得意としています。これからも、こうした研究やそこから創出される先端技術で、世界をリードしてもらいたいと考えます。それと同時に、国レベルやグローバルレベルで解決すべき社会課題への積極的な取組や活動にも期待が及びます。今後、社会構造や経済構造に大きな変革が起こり、これが加速していきます。大学や公的な研究機関も同様に変革が求められる中、「10~20 年後の未来の社会をどう変えたいのか、どう変わるべきなのか」という考えをしっかりと持ち、その実現に向けて強い意思を持ち、自らの組織を含めた社会の変革を実践していただくことを、このプログラムでは期待しています。

しかしながら、このレベルの変革は、大学や公的な研究機関だけで達成できるものでなく、企業や地方自治体や市民など、多様な組織やメンバーを巻き込むことで実現することができます。本プログラムでも、お互いが対等な立場で、敬意を払いながらも、率直に意見を出し合い、チャレンジに立ち向かう「共創チーム」の形成が重要な目標のひとつです。大学や公的な研究機関だけで考えてしまうと、自らのできそうなことや、やりたいことを基にした「シーズ指向」に偏ってしまいがちです。昨年度の審査や、現在進行中の育成型のフォローアップでも、そのような事例は少なくありません。

プロジェクトの提案に際しては、プロジェクトの参加メンバーや関係者が、オンラインも含め一堂に会し、徹底した議論を経て拠点ビジョンを策定していただきたいと考えています。全ての関係メンバーが拠点ビジョンを協働で作る過程で、多様なメンバーの考え方やアイデアや思いを、共有し共感することにより、まったく新しい切り口や視点が出てきます。これは、採択された育成型プロジェクトでの拠点ビジョンの作り込みに参加しても実感していることです。

また、拠点ビジョンを共有できた結果として、プロジェクト推進の原動力となる「価値観」や、「困難に直面してもぶれない信念」、「夢」といったものが形成されます。国レベルやグローバルレ

ベルの大きな社会課題を捉え、「10~20 年後の未来の社会をどう変えたいのか、どう変わるべきなのか」について徹底的に議論を重ねた上で、それを提案書に明確に示してください。

このような拠点ビジョンの企画・検討・策定における全参加者による徹底した議論も含め、プロジェクトの提案に際して留意していただきたい点を以下にまとめてみました。ご提案が、私からの問いかけに直接的に応えうるものかをご確認いただければと思います。

- **多様性のあるメンバーでの徹底的な議論により拠点ビジョンが作られているか？**

プロジェクトの参画メンバーのみならず、拠点の形成に際して影響のある人、組織、地域にもアプローチし、職種、世代、ジェンダー、経験、国籍、産・学・官、大企業・ベンチャーなどの枠を超えて、メンバーを集め、オンライン会議も活用し一堂に会し、議論を尽くした結果として、拠点ビジョンが作られているかが、最も重要です。

- **拠点ビジョンから、関連メンバー全員参加型で、バックキャストによりターゲットと研究開発課題が設定されているか？**

拠点ビジョンを実現するための方法や仕組みを、常識や現在の研究プロジェクトにとらわれることなく、多様なメンバーによる自由な発想でアイデアを発散するアプローチをとることが求められます。それらのアイデアから、インパクトの大きさや実現性をベースに優先順位をつけ、ターゲットが設定されているかも重要です。ターゲットを実現するために、自らの研究プロジェクトにとらわれることなく、世界の産・学・官と連携し、ターゲット実現に最適で最速の研究、技術、製品、サービス、人材、商流、ビジネスモデルなどを、躊躇することなく積極的に活用する計画になっているかがポイントとなります。

- **従来の大学や公的な研究機関の伝統的なプロジェクトの進め方を打破するリーダーシップとチームワークはあるか？**

上記の2つのことを実践しようとする、伝統的な大学や公的な研究機関の研究リーダーのスコープをはるかに超えています。世界レベルの基礎研究をリードしながら、共創の場をリードするためには、たとえば人のネットワークも活用し、多様なスキルや経験のあるメンバーを集め、チームとして、プロジェクトをリードするのもオプションとして現実的です。個人であれ、チームであれ、大きな夢と、高い志と、熱いパッションも持って、最長10年度にわたる本格型でのプロジェクト期間を想定して、スピード感を持ち、拠点をリードできるかが必須要件となります。

多くの魅力ある提案をお待ちしています。

経歴

1982年	筑波大学情報学類卒業
1987年	筑波大学大学院工学研究科修了（工学博士）
1987年	日本アイ・ビー・エム株式会社入社
2004年	同社東京基礎研究所長
2005年	同社執行役員
2008年	同社未来価値創造事業部長
2009年	同社開発製造担当
2012年	同社研究開発担当
2017年	同社執行役員最高技術責任者
2020年	日本IBM 退任 旭化成株式会社 執行役員 エグゼクティブフェロー 就任
2021年	同社常務執行役員 デジタル共創本部長

専門分野

コンピュータ・サイエンス

■地域共創分野

プログラムオフィサー：中川 ^{なかがわ} 雅人 ^{まさと} (JST シニアフェロー/株式会社デンソー フェロー (嘱託)
/広島大学 客員教授)

令和3年度より「共創の場形成支援プログラム(COI-NEXT)」に地域共創分野が新設されました。これまでも、地域の産学官連携の取組は、JST や文部科学省等が支援を行ってきました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大により、一極集中型の日本社会の脆弱性が浮き彫りになりました。これからのウィズ/ポストコロナ時代においては、地域が自律的・持続的に、地域社会・地域産業の抱える課題を解決し、地域社会の未来を開拓していくことが期待されています。地域共創分野は、こうした新たな時代の産学官連携を地域において創生し、地域社会の未来開拓に貢献しようとするものです。

私は、プログラムオフィサーとして、地域大学等を中核とした「地域創生・地域活性化」を全国各地で興したいと考えています。「人が変わる」「大学が変わる」「社会が変わる」という本プログラムの高い理念の実現に向けて、一步一步着実に、成功事例を積み重ねていくことが重要であると考えています。

こうしたことを実行するにあたり、私は、以下のことを重視したいと思います。

1) 地域拠点ビジョン策定・共有での徹底議論

まず、多様なステークホルダーを巻き込んだ地域拠点ビジョン(地域の社会課題を捉えた、おおむね10年後の未来のありたい地域の社会像)の策定・共有は、極めて重要なプロセスです。そのため、地域共創分野では、「地域共創の場」を地域産学官共創拠点であるプロジェクトに設置(提案時点で設置していない場合は、採択後すみやかに設置)していただきます。先行プログラムである「センター・オブ・イノベーション(COI)プログラム」での知見等からも、地域共創分野での地域拠点ビジョンの策定・共有においては、地域共創の場での徹底した議論と柔軟な見直しが不可欠です。

2) 「誰のため」「何を解決したいか」の掘り下げ

上記の「地域共創の場」には、代表機関の他に、幹事自治体や主要参画企業等にも強力に関与していただきますが、随時地域の市民・住民も議論に参画していただくことが必要であると考えます。地域産学官共創拠点を地域に定着させるためには、地域の市民・住民に喜んでもらえ、市民・住民の幸福を実現していくことが重要です。そのためにも市民・住民の生の声を聞き、地域社会が抱えている課題を掘り下げ、「誰のために」「何を解決したいのか」を常に明確にしながらか拠点活動を推進していく必要があります。その結果として、市民・住民を巻き込んで共感を得つつ、地域一体のムー

ブメントに繋がっていけば理想的です。

3) 地域における、「組織」対「組織」の連携強化

地域共創分野では、これまでの地域の産学官連携の課題とされている、「個 対 個」や「お付き合いレベル」の産学官連携から、「地域の特色に応じた」、本気の（「組織」 対 「組織」）のものへと発展させることにより、地域大学等と当該地域がお互いに、必要・重要な存在と認め合うようになり、持続的で緊密なパートナーシップを築くことを強く期待します。

4) 顔の見えるリーダーシップ

地域拠点ビジョンを掲げて、ステークホルダー間で共有しながら、地域の産学官共創活動を組織的に行っていく上では、「顔の見える人（キーパーソン）」の存在も重要であると考えます。本プログラムの拠点では、プロジェクトリーダーをはじめ副プロジェクトリーダー（育成型では推奨）、プロジェクトリーダー補佐（同左）、これらの方々を支えるプロデューサーやコーディネーターの役回りを担う方々、各研究開発課題のリーダー等が、それぞれの立場で、地域にしっかりと入り込んで課題解決に取り組んでいただきたいと思えます。こうした方々の熱い志、高いエネルギーが周囲を巻き込み、キーパーソンとして「顔」の見える存在となり、地域一体の活動を牽引し盛り上げてくださることを大いに期待しています。なお、こうしたキーパーソンとして、若手をはじめ、多様性に富む方々がプロジェクトを牽引してくださることも期待しています。

私自身は、民間企業時代にアメリカ、ドイツ、イギリス、オランダの4ヶ国で通算19年間の駐在生活を送りました。中でもドイツでは、企業の研究所の立ち上げから携わり、地域大学に同業他社が集積する産学官連携に長らく従事しました。ドイツの産学官連携では、このように企業を跨いだオープンイノベーションが、日本よりもはるかに活発に行われていることが特徴です。そこでは、大学が地元自治体と連携して、複数企業を連携させるハブ、プラットフォームの役割を果たしており、「知」が集積されるとともに人的ネットワークの核ともなっています。このように、地域大学等が中核となって、開かれた拠点・ネットワークが形成されることを、我が国でも推し進めたいと思えます。さらに、大学が本来持つ「人材の育成・輩出」の役割からも、地域と地域大学等との間で、学生から社会人までの人材の循環が生まれることに貢献し、「地方創生・地域活性化」に繋がれば素晴らしいと考えています。

以上を踏まえ、私とともに提案の審査と採択後のハンズオン支援を行うアドバイザー等について

は、技術的な専門性に加えて、地域における産学官連携、大学経営、人材育成等に知見を有する方に加わっていただく予定です。加えて、成果の社会実装・事業化という点で、ベンチャー・スタートアップ支援や投資に関する専門的知識・経験を豊富に有する方にも参画していただくことを検討中です。

私は、「現地現物主義」で、地域ごとの現場を見て、理解し、地域の方々に寄り添っていくつもりです。本プログラムを通じて、地域の産学官の連携により社会課題を解決する活動・実績を全国各地で生み出し、それが徐々に他の地域へと波及する流れを興し、最終的には日本全体の大きなムーブメントを生み出していきたいと考えています。皆さんの意気込み・チャレンジあふれるご提案を、心より楽しみにしています。

経歴

1980年3月	広島大学工学部第一類機械工学課程 卒業
1980年4月	株式会社デンソー（旧 日本電装株式会社） 入社
2003年10月	デンソーセールス UK チーフエンジニア（次長級）
2005年1月	デンソードイツ アーヘン研究所所長（次長級）
2006年4月	デンソードイツ アーヘン研究所所長（部長級）
2015年4月	株式会社デンソー 常務役員 兼デンソー欧州統括社長(CEO)
2016年4月	株式会社デンソー 常務役員 兼デンソー欧州技術統括(CTO)
2017年4月	株式会社デンソー エグゼクティブフェロー 兼グローバル技術渉外統括者 広島大学大学院先進理工系科学研究科 客員教授
2019年4月	株式会社デンソー フェロー（嘱託） FEV Japan 株式会社 取締役 兼技術統括責任者
2020年4月	現職

専門分野

内燃機関及び噴射システム技術、自動車分野の技術全般（自動運転含む）

第 6 章 研究推進等について

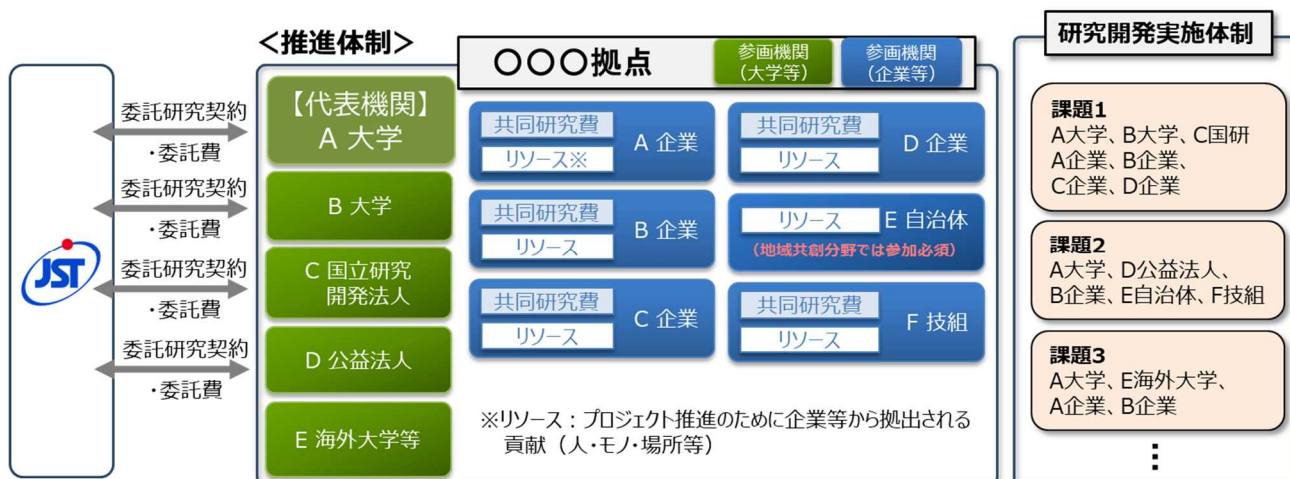
6.1 プロジェクト実施計画の作成

採択決定後、PL は、プロジェクト実施計画書を作成し、代表機関がとりまとめて提出してください。実施計画書には委託費の使途や実施体制についての計画が含まれます。実施計画書は年度ごとに作成し、各年度の実施計画は PO の承認を経て決定します。

PO は実施計画の承認にあたり、事前評価の過程や、プロジェクトの進捗状況、各種評価の結果等を基に、実施計画に対する助言や調整、指示を行います。

なお委託費及び実施体制は、PO によるマネジメント、各種評価の結果、本プログラム全体の予算状況等に応じ、プロジェクトの途中で随時見直しを行います。

6.2 委託研究契約



- 採択後、JST は代表機関・参画機関のうち大学等に相当する機関（以下、「研究機関」とする。）との間で委託研究契約を締結します。
- 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「6.6 研究機関の責務等」（69 ページ～）をご参照ください。
- 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

6.3 委託研究費

JST は委託研究契約に基づき、直接経費に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費（委託費）として研究機関に支払います。

6.3.1 直接経費

直接経費とは、プロジェクトの実施に直接的に必要な経費です。直接経費は、研究開発経費及びプロジェクト推進経費により構成され、以下の用途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究開発責任者およびプロジェクト実施計画書記載のプロジェクト参加者等の旅費
- c. 人件費・謝金：プロジェクト参加者（但し、研究開発責任者を除く（※2））の人件費・謝金
- d. その他：研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等（※2）

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「7.12 研究設備・機器の共用促進について」（83 ページ）をご参照ください。共通化した機器であっても、維持管理・運用にかかる経費であれば支出を認めます。

(注)直接経費として支出できない経費の例

- ・プロジェクトの目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※）

※ JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/seikatenkai/2021/seikatenkaia.html>

※上記 URL は研究契約書類が掲載されている TOP ページとなります。研究契約書類が準備でき次第、こちらのサイトに掲載します。

なお、研究開発を目的とした再委託は原則禁止です（研究開発要素を含まない解析等の請負契約は可能です）。

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

なお本事業においては、バイアウト経費及び直接経費からの研究代表者（PI）の人件費支出については PL のみを対象といたします。人件費の取り扱いについては、公募要領と合わせ以下にて公開しております事務処理説明書も併せてご確認ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/seikatenkai/2021/seikatenkaia.html>

6.3.2 間接経費

間接経費とは、プロジェクト実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の 30%が措置されます。研究機関は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和元年 7 月 18 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、用途の透明性を確保する必要があります。

6.3.3 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱が異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります）。

6.4 評価

PO は、AD 等の協力を得て、育成型における本格型への移行評価や本格型における中間評価及び事後評価等、プロジェクトの各種評価を実施します。

育成型における本格型への移行評価は、プロジェクトの2年度目（最終年度）に実施します。

本格型における中間評価は、プロジェクト開始後、4年度目及び7年度目を目安として、事後評価は、プロジェクト終了後できるだけ早い時期又はプロジェクト終了前の適切な時期にそれぞれ実施します。上記の他、PO が必要と判断した時期に、プロジェクト評価を行う場合があります。

なお、共創分野においては4年度目の中間評価において、当該拠点が国・グローバルレベルの社会課題を解決するポテンシャルのある世界的にも有力な存在と認められる可能性があるか、地域共創分野においては、4年度目の中間評価において、当該拠点が地域にとって必要な存在と認められているかについて評価します。

プロジェクトの各種評価の結果は、以後のプロジェクト実施計画の調整、資源配分（委託費の増額・減額や研究開発体制の見直し等を含む）に反映します。評価結果によっては、プロジェクトの早期終了（中止）や一部縮小、プロジェクト間の融合・連携調整等の措置を取ります。

中止とする場合、成果やノウハウのとりまとめ等に最低限必要な人件費等については、最長1年間措置することがあります。

プロジェクト終了後一定期間を経過した後、拠点の自立化・発展状況や成果等の活用状況、参画者の活動状況等について追跡評価・追跡調査を実施する場合があります。

その他、プログラム全体の目的達成に向けた進捗状況や運営状況等の観点から、PO 等を対象としたプログラム評価が行われる場合があります。PL はじめ、プロジェクト関係者は、当該評価に必要と認められる範囲で協力していただきます。

共創分野の各種評価とフェーズ構成イメージ

→本格型

※毎年度の、拠点面談・サイトビジットによる進捗管理は図への記載を省略



●取組
本格型実施に向けた取組を実施する

- ・拠点ビジョン作込み
- ・本格型に向けた小規模な研究開発（アイデア実証等）
- ・研究開発・連携モデルの国際的ベンチマーキング
- ・運営／研究体制、マネジメントの仕組みを構築
- ・企業等との関係強化
- ・外部リソースの獲得計画等、拠点自立化計画の策定等

●取組
自立的な拠点へと発展する基盤を構築。国・グローバルレベルの社会課題を解決するポテンシャルのある、世界的にも有力な存在と認められることを目標とする。

- ・拠点ビジョン(ベンチマーキングも含む)の検証・見直し
- ・拠点ビジョン実現に向けた研究開発
- ・拠点ビジョン実現に貢献する成果の輩出又は輩出見込み(特定地域レベルでの成果の検証、国・グローバルレベルでの成果展開の可能性探索)
- ・更なる参画機関の探索、連携（海外機関含む）
- ・運営／研究体制、マネジメントの仕組み改善
- ・外部リソース獲得の増、自立化構想の作り込み等

●取組
自立的な拠点への発展を確実なものとし、国・グローバルレベルの社会課題解決に資する実績を創出することを目標とする

- ・拠点ビジョン(ベンチマーキングも含む)の検証・見直し
- ・拠点ビジョン実現に向けた研究開発のPoC達成
- ・拠点ビジョン実現に貢献する成果の輩出(国・グローバルレベルでの成果展開に関する具体的成果)
- ・運営／研究体制、マネジメントの仕組みの改善、マネジメントノウハウ・グッドプラクティスの広範囲な展開（機関全体や他機関への実装等）
- ・外部リソース獲得の増、自立化の準備等

●取組
自立的な拠点形成への具体的取組を推進、拠点ビジョン実現に貢献する実績が適切に創出され、終了後は自立化されることを目標とする

- ・拠点の自立化に向けた資産（拠点ビジョン、シーズ、研究環境、運営体制、マネジメントの仕組み等）の確立
- ・次の10年程度先を見据えた研究開発
- ・拠点ビジョン実現に貢献するインパクトの大きな成果、国・グローバルレベルでの社会実装の輩出
- ・次の10年程度先を見据えた研究開発
- ・終了後の自立的発展へ向けた助走・立上り等

●移行評価
育成型の実績をも踏まえ、原則として本格型の事前評価と同等の評価を実施

●中間評価（4年度目）
上記取組の実績・達成状況及びフェーズ2、3の実施計画の妥当性を評価

●中間評価（7年度目）
上記取組の実績・達成状況及びフェーズ3の実施計画の妥当性を評価

●フェーズ2・3の実施計画で求める要件

- ・第1フェーズで掲げた拠点ビジョンを達成するための取組
- ・7年度目までに個別研究開発課題のPoCを達成する見通し
- ・運営／研究体制、マネジメントの仕組みの改善、マネジメントノウハウ・グッドプラクティスの広い展開（機関全体や他機関への実装等）構想
- ・国・グローバルレベルで成果を展開する構想
- ・外部リソース獲得増の計画、自立化に向けた具体的体制構築や活動等

●フェーズ3の実施計画で求める要件

- ・産学官共創拠点の資産を確立するための取組
- ・次の10年程度先を見据えた研究開発計画
- ・運営／研究体制、マネジメントの仕組みの改善、マネジメントノウハウ・グッドプラクティスの広範囲な展開（機関全体や他機関への実装等）
- ・自立化・自走化を立ち上げていく取組（体制のさらなる構築、外部資金・リソースの獲得増等）等

地域共創分野の各種評価とフェーズ構成イメージ

→本格型

※毎年度の、拠点面談・サイトビジットによる進捗管理は図への記載を省略



- 取組
本格型実施に向けた取組を実施する
・「地域共創の場」の構築
・地域拠点ビジョン作込み
・本格型に向けた小規模な研究開発（アイデア実証等）
・運営／研究体制、マネジメントの仕組みを構築
・自治体との関係強化等

- 取組
自立的な拠点へと発展する基盤を構築。**地域にとって当該拠点が必要・有効な存在と認められること**を目標とする。
・「地域共創の場」の本格運営、自治体の実質的参画
・地域拠点ビジョンの検証・見直し
・地域拠点ビジョン実現に向けた研究開発
・**地域拠点ビジョン実現に貢献する小規模な成果（成功体験）の輩出又は輩出見込**
・運営／研究体制、マネジメントの仕組み改善
・外部リソース獲得の増、自立化構想の作り込み等

- 取組
自立的な拠点への発展を確実なものとし、**地域課題の解決に資する実績を創出**することを目標とする
・「地域共創の場」の本格運営、自治体政策立案プロセスとの連携の開始
・地域拠点ビジョンの検証・見直し
・**地域拠点ビジョン実現に貢献する成果の輩出**
・運営／研究体制、マネジメントの仕組みの改善、マネジメントノウハウ・グッドプラクティスの広範囲な展開（機関全体や他機関への実装等）
・外部リソース獲得の増、自立化の準備等

- 取組
自立的な拠点形成への具体的取組を推進、**地域拠点ビジョン実現に貢献する実績**が適切に創出され、**終了後には自立化**されることを目標とする
・拠点の自立化に向けた資産（地域拠点ビジョン、シーズ、研究環境、運営体制、マネジメントの仕組み等）の確立
・地域共創の場と自治体政策立案プロセスとの連携の確立
・**地域拠点ビジョン実現に貢献するインパクトの大きな成果・社会実装の輩出**
・次の10年程度先を見据えた研究開発
・**終了後の自立的発展へに向けた助走・立上り**等

- 移行評価
育成型の実績をも踏まえ、原則として本格型の事前評価と同等の評価を実施

- 中間評価（4年度目）
上記取組の実績・達成状況及びフェーズ2、3の実施計画の妥当性を評価

- 中間評価（7年度目）
上記取組の実績・達成状況及びフェーズ3の実施計画の妥当性を評価

- フェーズ2・3の実施計画で求める要件
・**地域拠点ビジョン実現に貢献する研究開発成果として、大きなインパクトのある目標**（第1フェーズ実績から飛躍のあるもの）を掲げる
・または／および、第1フェーズで掲げた地域拠点ビジョンを大きく飛躍または拡張させた地域拠点ビジョンを掲げる
・地域共創の場と自治体政策立案プロセスの連携方針
・自治体の能動的で実質的な関与、資金面を含めた支援の具体化
・運営／研究体制、マネジメントの仕組みの改善、マネジメントノウハウ・グッドプラクティスの広い展開（機関全体や他機関への実装等）構想
・外部リソース獲得増の計画、自立化に向けた具体的体制構築や活動等

- フェーズ3の実施計画で求める要件
・**地域共創拠点の資産**を確立するための取組
・地域共創の場と自治体における政策立案プロセスとの連携を確立するための取組
・次の10年程度先を見据えた研究開発計画
・運営／研究体制、マネジメントの仕組みの改善、マネジメントノウハウ・グッドプラクティスの広範囲な展開（機関全体や他機関への実装等）
・**自立化・自走化を立ち上げていく取組**（体制のさらなる構築、外部資金・リソースの獲得増等）等

6.5 代表機関等の責務等

PL、副 PL、PL 補佐（地域共創分野のみに該当）、研究開発責任者、その他大学等における研究参画者は、JST の委託費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、委託費を公正かつ効率的に執行する責務があります。

(1) プロジェクトのマネジメント

代表機関は、プロジェクト遂行上のマネジメント、成果の公表等及び産学官共創システムの構築等を含むプロジェクトの推進全般についての責任を持つ必要があります。プロジェクト実施計画書の作成、各種承認申請書の提出及び定期的な報告書の提出等は、代表機関が行ってください。

特に、プロジェクト実施計画の大幅な変更（例えば参画企業の経営上の都合等により、プロジェクトの継続に困難が生じる事態が発生した場合等）は、代表機関は速やかにその旨を JST に連絡してください。

(2) プロジェクト内の予算配分

PL は、プロジェクトを実施するにあたり、定められた予算額内において、副 PL（地域共創分野においては PL 補佐を含む）と協力しながら、委託費の配分を行うとともに、その結果について説明責任を持ちます。PL は、ビジョンの実現に資する取組のために、機動的な予算配分を行ってください。（なお副 PL 及び PL 補佐は、育成型においては配置を推奨とします）

(3) プロジェクトの評価等への対応

PO は、各種評価の結果に基づき、プロジェクト実施計画や共同研究体制の見直し等を PL に求めることがあります。評価結果によっては、プロジェクト実施計画の変更だけでなく、委託費の増額・減額や委託研究契約の中止を行うことがあります。

(4) 情報共有の推進

研究開発の相乗効果を最大限引き出すために、拠点内での有用な知見・知的財産権などの情報共有が重要です。PL は、設置する会議体等にて大学等や企業等の担当者とともに、許容する情報共有の範囲、研究開発により得られた知的財産権の取扱等について協議し、拠点内の情報共有を推進する必要があります。

6.6 研究機関の責務等

(1) 委託研究契約の締結

JST は、研究機関と個別に委託研究契約を締結します。委託研究契約を締結するにあたっては、関係する国の法令等の遵守はもとより JST の委託研究契約書に定める契約条項に同意することが

必要になりますが、万一、その内容（経費の積算を含む）について双方の合意が得られない場合は、採択されたプロジェクトであっても契約に至らない場合があります。なお、国の政策や政府予算の制限等、やむを得ない事情が生じた場合には、JST はプロジェクト実施計画の変更又はプロジェクトの中止を求めることがあります。

(2) 経理管理、実施報告

研究機関は、委託費の経理状況を常に把握するとともに、委託費の使用にあたっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努める必要があります。また、本委託費は、国の予算から支出されているため、会計検査の対象となり実地検査が行われる場合があります。また、委託研究契約に基づく各種報告書を適宜 JST に提出していただきます。これら各種報告書は代表機関で取りまとめていただきます。

(3) 取得物品の帰属

JST が支出する委託費により研究機関が取得した物品等については、当該研究機関に帰属させることが可能です。なお、これら物品等は、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。

(4) 調査への協力

プロジェクト終了後、JST が実施する追跡調査（フォローアップ）等にご協力いただきます。その他、必要に応じて、プロジェクト実施期間中における進捗状況の調査等にもご協力いただきます。

(5) 外部リソースの管理

代表機関においては、拠点に提供される民間資金を含む外部リソースの管理を適切に行ってください。毎年度、実績を JST へ報告していただきます。拠点に参画する企業等は、プロジェクトについて自ら支出する経費に関する帳票類について、当該企業等の内部規定に基づいて保管してください。

(6) 企業等との共同研究契約等について

研究機関は、参画する企業等と共同研究契約等を締結し、JST にその写しを提出する必要があります。参画機関間でのプロジェクトの実施に関する契約・覚書等であれば、契約方式は各拠点の判断にお任せします。大学等と民間企業が締結した共同研究契約等については、プロジェクト開始後 3 ヶ月以内を目途に、そのコピーを JST に提出していただきます。提出していただいたコピーは JST 内で管理し、非公開とします。

(7) 知的財産権の帰属、管理等

研究開発により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータ ベ

ースに係る著作権等権利化された無体財産権)については、産業技術力強化法第 17 条(日本版バイ・ドール制度)を適用し、同条に定められた一定の条件(出願・成果の報告等)の下で、原則発明者の持ち分に依りて当該発明者が所属する機関に帰属させることができます。

なお本プログラムにおいては、産学双方による研究開発を効果的・効率的に推進する産学官共創システムの整備状況(知的財産の取扱いルールや人材育成システム等)をプロジェクト実施における重要な評価項目の一つにしています。このため PL は、企業等及び大学等の協議を踏まえ企業等が参画することへの価値を提供できる具体的な知的財産の取扱いルールを策定していただきます。

(8) 研究開発の成果等の発表

本プログラムにより得られた成果は、知的財産の保護等、各拠点が定める運営方針に留意した上で、国内外の学協会、マスコミ等に広く公表し、プロジェクトで開発された試作品、製品等について説明・展示する機会やスペースを設ける等、積極的に成果の公開・普及に努めてください。また、JST はプロジェクト実施期間中及びプロジェクト終了後、必要に応じて、得られた成果の発表を求める場合があります。

新聞、図書、雑誌又は論文等によって本プログラムで得られた成果を発表される場合は、JST に事前にご連絡いただくとともに、本プログラムによる成果であることを必ず明記していただきますようお願いいたします。

(9) プロジェクト・拠点のホームページ開設

情報公開や新たな大学等及び企業等を拠点に呼び込むためのプロモーション活動の一環等として、代表機関は、採択後速やかにプロジェクト・拠点のホームページ開設をお願いいたします。

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/seikatenkai/2021/seikatenkaia.html>

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文科科学大臣決定／令和3年2月1日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文科科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「7.22（1）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について」（90ページ））。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「7.23（1）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」（91ページ））。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の用途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）
- f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。)
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けています(受講等に必要の手続き等は JST で行います)。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が JST の督促にもかかわらず、JST が定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

6.7 その他留意事項

6.7.1 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取組の一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究費（間接経費を除く）により研究員等として専従雇用されている研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、研究課題等に「男女共同参画促進費」（上限金額：月額 30 万円×支援月数）を支給します。

詳しくは、以下ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

6.7.2 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、13 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 19,000 件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます（researchmap の詳細については 7.27 をご参照ください）。

第 7 章 応募に際しての注意事項

7.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の (1) ~ (2) のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 8 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法等について」(98 ページ) をご参照ください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合 (所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN (旧 CITI) を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN (旧 CITI) を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

b. 上記 a. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN (旧 CITI) ダイジェスト版を受講することができます。受講方法は、研究提案公募ウェブサイトをご参照ください。

研究提案公募ウェブサイト <https://www.jst.go.jp/pf/platform/download.html>

下記 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1~2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び受講確認書に記載されている受講確認書番号 (数字 7 桁+ARD※) を申告してください。

※令和元年8月以前に修了した場合は、Ref#から始まる番号になります。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

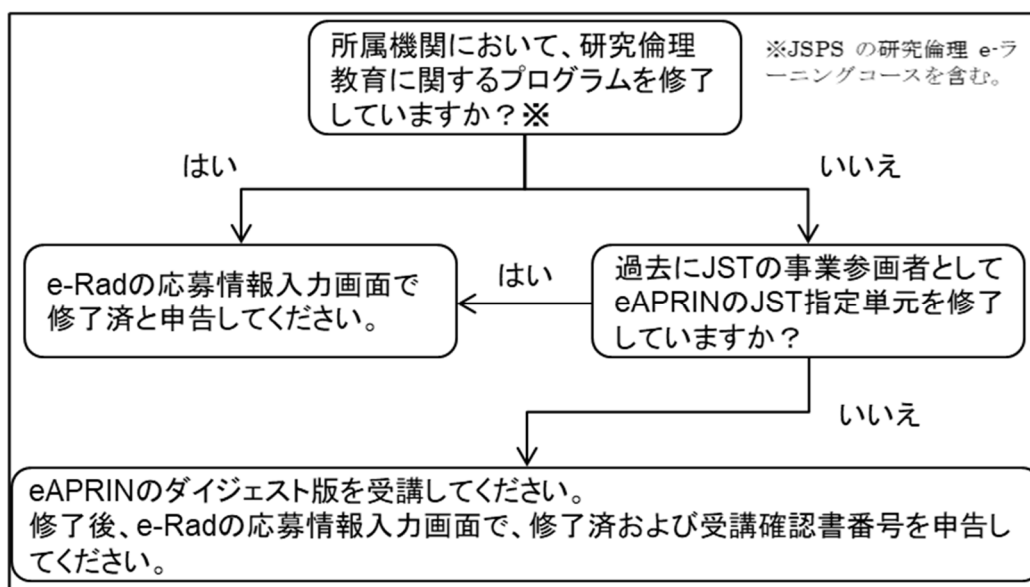
■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 イノベーション拠点推進部 共創の場グループ

E-mail : platform@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN (旧 CITI)」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則として全ての研究参加者に「eAPRIN (旧 CITI)」の単元を受講・修了していただきます (ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN (旧 CITI) の単元を修了している場合を除きます)。

7.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題 (競争的資金及び提案公募型研究資金 (以下「競争的資金等」といいます。)) が配分される研究の名称及びその内容をいう。) に対して、国又は独立行政法

人（国立研究開発法人含む。以下同じ）の複数の競争的資金等が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において選考対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」といいます。）を行うことがあります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金等に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金等と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

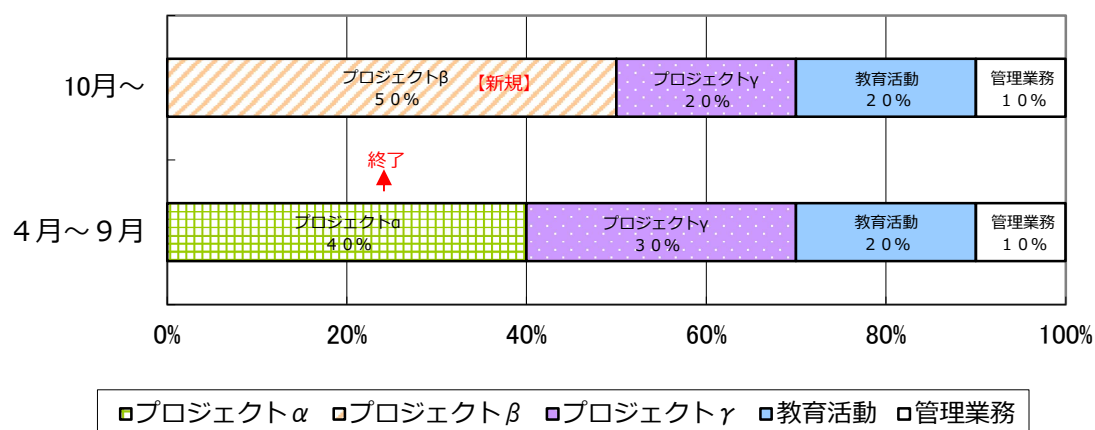
※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

エフォートの考え方

エフォートの定義について

- 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」※を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。

※「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成29年6月22日改正）

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

7.3 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

不合理な重複・過度の集中排除に関する記入内容について、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

7.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{※1}資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」といいます。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2}に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度等において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※3
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 ※1	1 個人の利益を得るための私的流用	10年
	2 1以外 ①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
	② ①及び③以外のもの	2～4年
	③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概

要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL をご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

7.5 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等[※]において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的資金制度等」について、令和 3 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和 2 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブサイトをご覧ください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

7.6 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

7.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究管理システム（e-Rad）を通じて JST に報告が必要となります（複数の競争的資金を獲得した研究機関においては、それらの競争的資金に伴う全ての間接経費をまとめて報告して

ください)。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル (https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 又は「よくある質問と答え」 (<https://qa.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

7.8 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

7.9 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/seikatenkai/2021/seikatenkaia.html>

現在、「統合イノベーション戦略 2019」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費からプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件を定めていますので、ご確認ください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

7.10 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内としています。

7.11 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的資金等において以下のとおり対応しています。

- (1) 研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

7.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下「機器共用システム」といいます。）を運用することが求められています。

加えて、「研究力向上改革 2019」（平成 31 年 4 月 23 日文部科学省）や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）においても、研究機器・設備の整備・共用化促進が求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」、各大学等において「設備サポートセンター整備事業」や「新たな共用システム導入支援プログ

ラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」
(平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf
- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm
- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」
(令和 3 年 3 月 5 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」
(令和 2 年 3 月 31 日 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ)
https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf
- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」
https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2019.pdf

7.13 博士課程学生の処遇の改善について

第 6 期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、「2025 年度までに、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の 3 倍に増加」という数値目標が掲げられており、各大学や研究開発法人における R A（リサーチ・アシスタント）等としての博士後期課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）においては、「将来的に希望する博士後期課程学生が生活費相当額程度を受給できる」ことを目標とし、具体的施策の一つとして「競争的研究費や共同研究費における R A 等の適切な給与水準の確保の推進」が掲げられています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

- ・生活費相当額の給与水準（年額180～240万円程度）について、第5期科学技術基本計画では生活費相当額として年額180万円が想定されていることと、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）の支給額を参考とし、生活に必要なとなる額の範囲の目安として年額180万～240万円としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。
- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

7.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革2019」（平成31年4月23日文科科学省）や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和2年3月26日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因とな

り得ることから、5年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(平成31年2月25日文科省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、プロジェクト実施期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間(5年程度以上)の任期を確保するよう努めてください。

7.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年2月12日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下をご参照ください。

- 「プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について(連絡)」(令和2年4月10日)

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf>

7.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文科省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成23年12月20日科学技術・学術審議会人材委員会】において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用す

る場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

7.17 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記をご参照ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryō/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

7.18 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関する市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

（参考）「第 5 期科学技術基本計画」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

7.19 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について

バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）（<https://biosciencedbc.jp/>）は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されたものです。「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」（平成 25 年 1 月 17 日）では、同センターが中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータおよびデータベースについて、同センターからの公開をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	論文発表等で公表した成果に関わるデータの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物	生命科学データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話：03-5214-8491

e-mail: nbdc-kikaku@jst.go.jp

7.20 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment(謝辞)に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の 10 桁の体系的番号は、JPMJPF○○○ ○（○○○○は課題個別に付与）です。

論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST Grant Number JPMJPF1234.

【和文】

本研究は、JST 共創の場形成支援プログラム JPMJPF1234 の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

7.21 競争的研究費改革について

現在、政府において、「統合イノベーション戦略 2020」や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

7.22 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正）^{※1}の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」

(以下「チェックリスト」といいます。)を提出することが必要です。(チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結前の指定する期日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和3年4月以降、別途の機会をチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。なお、研究機関は、本事業の実施期間中、毎年度、当該年度分のチェックリストを所定の期日までに提出する必要があります。また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的資金等の配分を受けない機関についても、提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※注意：なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Radへの研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

7.23 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について
研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)^{※1}を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトをご参照ください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、委託研究契約締結前の指定する期日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、令和3年4月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。なお、研究機関は、本事業の実施期間中、毎年度、当該年度分の研究不正行為チェックリストを所定の期日までに提出する必要があります。また、研究活動を行わない機関及び研究活動は行わないが、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けない機関についても、提出は不要です。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分にご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間(不正 が認定された年度の 翌年度から※)	
特定不正 行為に関 与した者	1. 研究の当初から特定不正 行為を行うことを意図してい た場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不 正行為があ った研究に 係る論文等 の著者	当該論文等の責 任を負う著者 (監修責任者、 代表執筆者又は これらのものと 同等の責任を負 うと認定された もの)	当該分野の研究の進展へ の影響や社会的影響が大 きく、又は行為の悪質性 が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展へ の影響や社会的影響が小 さく、又は行為の悪質性 が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定 不正行為に関与した者			2～3年
特定不正行為に関与していないものの、 特定不正行為のあった研究に係る論文等 の責任を負う著者(監修責任者、代表執 筆者又はこれらの者と同等の責任を負う と認定された者)		当該分野の研究の進展へ の影響や社会的影響が大 きく、又は行為の悪質性 が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展へ の影響や社会的影響が小 さく、又は行為の悪質性 が低いと判断されるもの	1～2年	

※ 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

7.24 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

7.25 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイトにおいて公開します。

7.26 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。なお、各研究代表者やプログラム代表者の個別の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad に登録が難しい場合は、JST から内閣府にその情報を提供することがあります。

7.27 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

7.28 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。）

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

7.29 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について

「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和2年3月26日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）においては、「行政が公的な事業として実施していた研究支援や研究成果の社会への還元等について、強い思いと情熱を持ちビジネスとして実施するスタートアップが出現し始めていることを踏まえて、新たな官民連携の仕組みの形成が求められる。」としています。

そのような中、文部科学省は、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度」を創設しました。本制度は民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的としています。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページよりご覧いただけます。ぜひご活用ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

第 8 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

8.1 e-Rad について

e-Rad とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※ 「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

- ・ ユーザビリティ改善の観点から、画面デザイン、メニュー構成等が全面的に刷新されました。
- ・ 新システムのマニュアルは、e-Rad ポータルサイトに掲載しています。主な変更点についても記載しておりますので、必ずご確認ください。

研究機関向け操作マニュアル：https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html

8.2 e-Rad を利用した提案書類の提出について

本公募は、e-Rad からの応募情報登録（提案書類のアップロード）が必要となります。

- ・ 本プログラムは、「研究機関単位」の応募であるため、e-Rad の「応募情報登録における代表研究機関」は代表機関とします。
- ・ 提案書の作成は、代表機関に属する PL が取りまとめて行い、e-Rad を利用した応募情報登録は代表機関の e-Rad 事務代表者が行ってください。
- ・ 本提案においては科研費等のように研究者個人の研究者番号を利用した提案はできませんので注意してください。
- ・ 提案書と e-Rad の記載に、齟齬がないように十分に注意してください。提案書の記載内容を修正した場合、e-Rad 応募情報にも最新の情報が転記されているよう必ず修正してください。
- ・ 審査の過程で、提案書と e-Rad の記載内容に齟齬が判明した場合、提案書の記載を正として審査を進めます。予めご了承下さい。

8.3 e-Rad の使用に当たっての留意事項

本プログラムに代表機関として提案を希望する機関は、提案時まで e-Rad に研究機関登録されていることが必要となります。

代表機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

8.4 システムを利用した申請の流れ

e-Rad への研究機関登録

代表機関で 1 名、事務代表者を決め、e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

参照 : <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>



事務代表者のログイン

システム運用担当から所属研究機関通知書（事務代表者のシステムログイン ID、初期パスワード）が届きます。通知書に記載されたログイン ID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル : e-Rad 操作マニュアル 0. 共通編「0.7 ログイン方法」



部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

e-Rad 上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者（プロジェクトリーダー）を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

参照マニュアル : 研究機関事務代表者向け操作マニュアル 1. 研究機関手続き編
2. 研究者手続き編、3. 研究機関事務分担者手続き編



公募要領・申請様式の取得

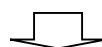
e-Rad で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と提案書様式をダウンロードします。もしくは、本プログラムホームページから当該ファイルをダウンロードします。

参照 : <https://www.jst.go.jp/pf/platform/koubo.html>



応募情報の入力と提出

システムに必要な事項を入力及び提案書類を代表機関の事務代表者がアップロードします。



JST にて応募情報を受理

8.5 e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

本プログラムそのものに関する問合せは JST の担当部署にて受け付けます。

e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。

本プログラムホームページ及び e-Rad ポータルサイトをよくご確認の上、問い合わせてください。

○本プログラムホームページ：<https://www.jst.go.jp/pf/platform/>

○e-Rad ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp>

本プログラムに関する問い合わせ及び提案書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST 共創の場グループ	03-5214-8487(TEL) 10:00～17:00※土曜日、日曜日、祝日を除く。 platform@jst.go.jp (e-mail)
e-Rad の操作方法に関する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877 (ナビダイヤル) 9:00～18:00※土曜日、日曜日、祝日、 年末年始を除く。

8.6 提案書類提出・作成時の注意事項

- ① 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の最大容量は 10MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に JST 担当部署に問い合わせてください。
- ② 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関受理待ち」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。これらのステータスにならない場合は、提出締切日までに余裕をもって JST 担当部署まで連絡してください。
- ③ e-Rad による応募情報登録は締め切りの数日前に余裕をもって行ってください（締め切り間際はシステムが混雑し、大変時間がかかる場合があります）。
- ④ 提案書類に不備等がある場合は審査対象とはなりませんので、公募要領及び提案書様式の注記等を熟読の上、注意して記入してください。（提案書様式のフォーマットは変更しないでください。）公募締切後の提案書類の差替えは固くお断りいたします。また、提案書類の返却は致しません。

8.7 e-Rad の操作方法と注意事項

(1) e-Rad 利用時の注意点【重要】 (必ずお読みください。)

① PC 環境の確認

e-Rad を利用する前に必ず PC の推奨動作環境をご確認ください。利用する PC 環境により推奨ブラウザが異なる場合がありますのでご注意ください。

・推奨動作環境は、下記のホームページをご覧ください。

https://www.e-rad.go.jp/operating_environment.html

② e-Rad 登録入力

e-Rad システムでは、負荷軽減のために画面表示後に経過時間をカウントし始め、画面右上の「画面を表示してから経過した時間」が 1 時間経過すると強制的にタイムアウトします。応募情報登録のデータ入力中であっても一時保存又は確定されなかったデータは保存されませんので十分にご注意ください

(2) 応募分野と実施タイプ

本プログラムでは公募を 4 つ設定しています。間違えて応募しないよう、必ず公募名を確認してから e-Rad の操作を行ってください。

- ① 共創の場形成支援プログラム 共創分野「育成型」2021 年度公募
- ② 共創の場形成支援プログラム 共創分野「本格型」2021 年度公募
- ③ 共創の場形成支援プログラム 地域共創分野「育成型」2021 年度公募
- ④ 共創の場形成支援プログラム 地域共創分野「本格型」2021 年度公募

(3) 提出書類について

提出ファイルは全部で 5 ファイルあります。Word 形式の提案様式は全て PDF 化して提出してください。なお e-Rad システムの都合上、(様式 1) 提案書【基本情報】を申請様式として提出し、残りのファイルは参考資料ファイルとして提出ください。

- ① (様式 1) 提案書【基本情報】(PDF ファイルでアップロードしてください)
- ② (様式 2) 提案書【プロジェクト構想の概要】(PDF ファイルでアップロードしてください)
- ③ (様式 3) 提案書【プロジェクト構想の詳細】(PDF ファイルでアップロードしてください)
- ④ (様式 4) 提案書【資金計画】(Excel ファイルでアップロードしてください)
- ⑤ (様式 5) 提案書【提案に関する補足情報】(PDF ファイルでアップロードしてください)

(4) 応募情報状況確認

e-Rad 研究機関事務代表者向け操作マニュアル「6.2 (2) 課題の検索」を参照し、応募課題を検索してください。

該当課題の応募状況「状態(申請進行)」が「配分機関処理中」であれば操作は完了しています。
応募締切日時までに応募状況が「配分機関処理中」となっていない提案書は無効となります。

なお、公募締切後にJSTで課題の受理を行うと「申請の種類(ステータス)」が「受理済」となります。ただし、JSTによる課題の受理は公募締切後すぐではなく、日数を要する場合がありますのでご承知おきください。